

12世紀日本の気候変動と人心 2

12th Century Japan's Climate Change and People's Mind 2

小林 健彦

Takehiko KOBAYASHI

要旨：

日本の12世紀～13世紀はあらゆる意味に於いて転換点、過渡期とも言うべき時期であった。それは政治・軍事史的にも経済史的に於いても言い得ることであったが、気候的には平安海進期（ロットネスト海進期）が漸く終わりを迎えようとしていた「暑熱の時期」にも当たった。本シリーズの初稿に於いても示した様に、⁽¹⁾この時期は、寒暑両極端な気候が端的な特徴として出現をしていたと推測を行なった。歌人藤原定家（ふじわらのさだいえ・ふじわらのていか）が自身の私日記である「明月記（めいげつき）」〔建久7年（1196）6月25日条〕⁽²⁾に於いて示した「天」に関わる対空間認識である「天變頻示、凶事間聞」とする記述とは、地上側に於ける騒然として乱れた状況が、「天」をして、特に「暑氣殊甚」とした異常気象を発現させ、人々へ対して啓示・警告を行なっているとした思想であった。そこで、本稿では、こうした当時の人々に依って筆録をされていた日記史料を主たる素材としながら、こうした過酷な気候変動と向かい合っていた人々の様相や生活文化に関して追究を行なった。

キーワード：気候変動、気象災害、暑熱、人心、明月記

はじめに：

日本の12世紀～13世紀は平安時代末期～鎌倉時代前半期に当たり、政治史的には源平の争乱期を経て、鎌倉幕府の成立と、その全国政権化に至る古代と中世との過渡期に在った。経済史的には、それ迄のバーター取引・市場に於ける物々交換の段階より、徐々に輸入銭・渡来銭（宋銭）を使った貨幣経済、流通経済への移行が進み、内国為替や高利貸資本としての借上（かしあげ）の登場した時期でもあった。政治的にも経済的にも熱い時代であったが、気象的にも暑い時代であったとされる。この時期に於ける気候変動がその後の日本の生活文化や、日本在住者の精神文化へ与えた影響も決して小さくはないのである。

本稿では、こうした課題視角より、12世紀～13世紀当時の人々に依って筆録をされていた日記史料を根拠としながら、そうした暑熱の時代を過ごしていた人々が諸々の気象現象に対して、ど

の様な認識を抱き、実際に対処をしていたのかに就いて、夫々の気象現象毎に区分し、検証作業を行ないつつ、究明をしようとしたものである。当時に於ける生活文化の一端を垣間見ようと試みたものである。ここでは、21世紀現在に於ける種々の気候変動や、気象災害を克服する為に、何らかの手掛かりやヒントとなり得ることがそこにはないか、考察を加えてみることにする。

本稿は、12世紀～13世紀に筆録をされていた「明月記」（筆録期間1180～1235年）を中心としながら、他にも「永昌記」（記主参議藤原為隆、同1105～1129年）、「山槐記」（記主不明、同1151～1194年）、⁽³⁾「台記（宇槐記）」（記主左大臣藤原頼長、同1136～1155年）⁽⁴⁾等、西暦1100年代をほぼカバーすることのできる日記類に記されていた、気象現象に関わる記事を中心としながら、当時の日本在住者に依る対気象観を検証したものであり、特に注記しない限り、本書中で用いた引用史料は全て

「明月記」中のものである。

1：夏の生活困難 ～「暑熱」地獄～

「明月記」等の日記・古記録では、夏の暑熱・炎暑に関わる表現法として「日影暑氣難堪」、「昨今炎暑殊甚」、「旱魃涉旬」、「暑氣殊甚、終宵辛苦」、「近日暑氣尤宜不異秋」、「近日暑氣如盛夏」、「暑氣難堪、偏如病者、日來蟄居」、「暑氣殊難堪」、「昨今炎暑難堪」、「炎旱、日數雖不幾、陽景（陽光）太盛、草木多枯槁（ここう。草木が枯れ果てること）、暑氣又難堪」〔建保元年（1213）7月24日条〕、「炎暑雖無術」、「炎旱暑氣如三伏〔さんぶく、さんぶく。夏至の後の第三庚（かのえ）を初伏、第四の庚を中伏、立秋の後最初の庚を末伏とし、その総称〕、依難堪晝不出門」（同年8月4日条）、「昨今暑熱如燒、但南風頻扇（おおぐ。風を起こす）」、「極熱」、「盛夏之暑熱」、「炎暑如燃」、「暑熱如燃」、「暑熱如焦」、「暑氣如火飛」、「暑熱（已・又・殊）難堪」、「熱氣」、「熱氣難堪」（「台記）」、「苦熱」（「台記）」、「炎暑如焦」、「暑熱殊甚」、「炎暑如燒」、「炎暑陽景逐日如增、更無爲方（せんほう、せんかた。適切な対処法）」（嘉祿2年7月21日条）、「天晴、暑氣難堪、如重病、而待晚涼、夜猶辛苦」（同26日条）、「赤日（せきじつ。太陽光）逐日增熱暑」（同28日条）、「甚暑」、「炎旱涉旬（しょうじゅん。10日以上に渡って）、餘熱如蒸」〔「永昌記」天永2年（1111）7月13日条〕、「炎旱盛、而草木枯槁」、「炎旱如燒」、「暑熱彌熾盛（しじょう、しせい。火が燃え上がる様に勢いが激しくて盛んな様子）如燒焦」、「殊暑」、「暑熱無心」、「暑熱無力」、「炎旱彌盛」、「暑熱忽成、心神彌惱」、「暑熱尤甚」、「暑甚」、「暑熱如例、夏殊難堪」、「暑熱惱亂」、「暑氣昨今殊盛」等と言った、正にオープンレンジに入れられているかの様な凄まじい記述を、様々な表現法を以って行なっているのである。

取り分け、嘉祿2年7月26日条記事や「夜景猶無涼氣」（安貞元年7月1日条）とした記載からは、暑熱の状態が日中だけではなく、深夜帯にも及んでいたことが想定されるのである。所謂、熱帯夜（最低気温が25℃以上の夜）である。国土交通省気象庁「京都府の気候変動（真夏日他）いま」—「京都における熱帯夜の年間日数」に依れば、京都に於ける近年の動向では、1920年

代の後半期より熱帯夜が出現し始めており、現在では年間で50日に迫る勢いで増加し、そのトレンド（傾向）は10年間で3.6日のペースである。この状況は京都に於ける都市化の進行や地球温暖化の影響であると評価されており、1920年代の前半期は0日であった。この傾向を歴史時代に迄、そのまま遡及し、拡大することはできないものの、こうした人為的な自然環境への影響を殆んど無視して考えることが可能な12～13世紀当時の平安京に在って、そうした熱帯夜と考えられる深夜帯に及ぶ暑熱の状況は、自然な状態より齎されていたものである。つまり、全地球規模での気候変動の結果であったものと見做すことができる。

夏季は暑くて外出も儘（まま）ならない程の暑熱であり、植物の枯死も多く発生していたとしているのである。「草木多枯槁」〔寛喜元年（1229）7月28日条〕、「炎旱、日數雖不幾、陽景太盛、草木多枯槁、暑氣又難堪」とか「去冬栽木、旱天枯、今日堀棄、又栽小木等、自夏不食之氣（暑熱で胃腸の働きが弱まったことに依る食欲不振、夏バテか）依不止、今日服薤（ユリ科の多年草。中国原産とされる。らっきょう、おおいら）」（安貞元年8月17日条）という記載からは、深刻な農業被害の発生も懸念されるが、夏バテ防止として、にら（葉には止血・解毒作用があり、種子には強壯・鎮痛・興奮等の薬効がある）・らっきょう（下痢・胸部の痛み・呼吸困難に対する薬効がある）を食していたことは興味深い。暑熱対策としても中国漢方由来の知識が取り入れられていたことを知るのである。平安京はその南西方向が開けていた地形より、大坂湾方面から吹く南風も熱風となり我慢の限界を越えていたのであろう。

建保元年8月4日条にある「三伏」とは、酷暑の時期を指し示す表現法である。五行説に依るならば、五時の夏は五行の火に対応し、同様に秋は金に当たる。このことから、夏至（太陰太陽暦では5月後半）から立秋（同11月後半）にかけての時期は、秋の金気が上昇しようとしても夏の火気に抑制され、未だ伏藏（潜伏）していると考えられるが、庚（「金（かね）の兄（え）」）の日には特にその状態が顕著であるとして、これを三伏日としたのである。この日は播種（はしゅ。種まき）を忌んだ。この習俗も、酷暑期に於ける農業経営

上の経験則（降水量の少なさ。熱中症対策等、暑熱下に於ける農作業実施の危険性回避）より、そうした禁忌事項として伝承されていたものと考えられる。

但し、暑さ、寒さに対する体感（体温調節能力）には個人差（性別、年齢）があり、⁽⁵⁾ 定家の場合にはそれが顕著に出現していたのかもしれない。所謂、彼が暑がりの体質（肥満、低体温、バセドウ病・更年期障害等の疾患に依るもの）であった可能性もある。しかし、「草木多枯槁」とした記述は客観的な状況描写であり、極端な降水量不足は事実であったものと推測される。「山槐記」（記主不明）の安元元年（1175）8月20日条には、ただ「温氣（うんき。蒸し暑さ）令相加給」と記されただけであり、耐え難い等の記主に依る所感は記されていない。治承2年（1178）閏6月21日条には「早旦（早朝）向東山堂避暑」、同3年5月25日条に「櫟（くぬぎ）原野（市原野。京都府京都市左京区静市野中町付近。鞍馬街道沿いの地域）河邊（鞍馬川の川岸）避暑」とあり、未だ早朝の涼しい内に東山山中に在った堂へ避暑に出掛けるとか、川風の涼しい山中の川辺に出掛けるという物理的対応を取っていたことも特筆されるであろう。

又、「延喜式 卷四十 主水司」に依れば、宮内省主水司の氷戸（ひこ）が所管していた氷室（ひむろ）が山城国葛野郡徳岡・愛宕郡小野・栗栖野・土坂（ハニサカ、アフサカ）・賢（堅）木原・石前（イハサキ）、大和国山辺郡都介（ツケ）、河内国讃良郡讃良、近江国志賀郡部花（龍華）、丹波国桑田郡池辺等、畿内を中心に21か所設定されており、そこより取り出して来た「寒氷」で以って、夏季に天皇、皇族や臣下の者が涼を取ることも行なわれていたらしい〔寛喜元年（1229）6月20日条〕。氷室が都の周辺地域に設定されていたのは、氷を運搬する途中での溶融のロスを少しでも少なくする意味があったのであろう。恐らく、天然氷だけでは夏場の氷需要が賄えなかったらしく、製氷作業を行なう「氷池」も合計540か所（山城国296か所・大和国30か所・河内国58か所・近江国66か所・丹波国90か所）に設定されており、かなり大規模に、しかも、大量に夏季用の氷が厳冬期に製造されていたのである。

これは氷の需要そのものが多かったからであろうが、それ程迄に当該期に於ける暑熱の状況が凄まじいものであったことを物語っているとも言える。最早、氷無しでは平安京の酷暑は遣り過ぎることができなかつたものと考えられる。得られた氷の使用法ははっきりとはしないものの、氷そのものを削って金属製の椀に入れ甘葛（あまずら）をかけたたりして食したり〔削氷（けずりひ）〕、盆の上に氷柱を立てて室内に置き、部分的に涼氣を得ていたのであろう。但し、これらの避暑法も或る程度の余裕ある階層以上の人々、為政者に依る対処法であり、庶民に依るものであったとは言い難いのである。抑々、これら重量のある氷を実際に都に迄運送していたのは、「徭（徭）丁（ようてい）」（令制で規定された雑徭としての労役を奉仕する正丁）を以ってこれに充てるとしてのことからも、夏の氷とは全く無縁の庶民であった。⁽⁶⁾

王権もこうした厳しい暑熱の状況に全く対処をしなかつた訳では無く、「天早愁」の事態に対しては、神泉苑（大内裏の南側に営まれた禁苑で、善女龍王が祀られて祈雨・止雨の修法の場となった）に於ける祈雨修法で対応をしたのであった〔山槐記 保元3年（1158）7月25日条〕。降雨が期待できれば、その後に於いて気化熱に依り気温も又、下がることを経験則として知っていたのであろう。実際、「明月記」嘉祿元年（1225）6月5日条では、「天晴、未時（14:00前後）大雨降、聊消暑、夜猶不止」と記述し、大雨後の気温低下を体感で記すのであった。当時の日本社会に於いては、「経験則の蓄積」こそが先端的な科学であったからである。それ程の堪え難き酷暑であると言いながら、何故か気温の低下自体を祈願した訳では無かつたことには注目をすべきである。気温の高低とは降水の多少に付随した気象現象であるという認識を持っていた可能性も考慮される。それも当時に於ける科学であったのであろう。

「明月記」に於いても蛭飼・蛭養（ひるかい。蛭に腫物の液体を吸い取らせて治療すること）の外科的治療法の実施が記されていたことは、小瘡・足瘡といった手足の皮膚病や、歯に関する疾患が夏季の高温・高湿度の中で悪化していたことも考えられる。汗をかかず不衛生な状態の中で、毎日汗を流すことさえ許されなかつた平安京に於ける夏

の生活の過酷さが浮き彫りとなって来るのである。

12世紀日本の夏は、全ての生活に於いて、命懸けの時間であり、空間であったとすることができる。「今年炎旱曩代(のうだい。前代)未聞」[『続群書類従 第二十五輯 下 釈家部』—「巻第七百二十五」所収の「祈雨日記」大治5年(1130)7月14日付醍醐寺権少僧都定海書状⁽⁷⁾]とし、国家・朝家(ちょうけ。皇室)として、所定の行政手続きを経ながら甘雨を祈請せざるを得ないという状況の中、⁽⁸⁾ 暦の上でも立秋を迎えた喜びとは、現在の我々が想像するべくもない対季節感覚であったであろう。それは、1年の内で死が一番身近である時間から解放された瞬間でもあったのである。「台記 巻七」久安3年(1147)6月5日条(グレゴリオ暦・太陽暦の7月4日)に、「涼氣如四月、人以為三寶(仏法僧)、之感應(信仰心が神仏に通じること)」と記されていた様に、季節外れの涼しさ、気象現象を変更させる方法とは、唯一、神仏への祈りであると人々に確信させていたのである。

2：雷鳴と天

日本をも含む東アジア世界に於いては、雷(神鳴り)、雷公(雷様)に対する特別な思いを持っていたことが知られる。それは大発光と大音声、大震動とに依り構成されるが、自然災害の中に在ってもその全体像が可視化可能で希有な存在である。取り分け、電光放電が水中世界の支配者としての龍体そのものの発現、又、神仏の影向(えいごう、ようごう。神仏の可視的来臨)として認識をされていたとしても不思議ではない。つまり、それは「水災害」出現の凶兆としての見立て・見做しなのである。

「明月記」等に於いても発雷記事は多く見られる。その表現法は「(頻電)小雷」、「大雷」(「台記」)、「雷雨」、「大雷(暴)雨」(「台記」)、「雷鳴(降雨・猛烈・殊猛)」、「雷電猛烈(其音如徹大地)急雨」、「電光満天」、「大雨雷鳴」、「大雨暴風雷鳴」(「台記」)、「雷電」、「大雨雷電」(台記)、「雷火」(台記)、「天陰、忽雷電冥晦(晦冥。周囲が暗くなること)、天如墨」[嘉禄2年(1226)正月28日条]、「雷聲亂發、不及時天晴」、「雨雹雷電」等と言ったものであり、降水を伴うこともあった。

時期的には夏季が多いものの、承元2年(1208)2月7日条に「自夜甚雨、朝雷鳴猛烈、巳時(10:00前後)雨止、大風、依大風不能參上」とある様に、太陰太陽暦の正月下旬(グレゴリオ暦・太陽暦の2月26日)や2月上旬(同2月24日)でも発雷のあったことが知られる。これは、同じ冬季(概ね11月~2月)に日本海側地域に於いて発雷(夏季雷の約100倍以上の高エネルギーを持った一発雷)が多く起こる冬季雷現象(所謂、雪起こし)とは、その発生要因が異なる。⁽⁹⁾ 当該事例に見られた発雷は、南岸低気圧が発達しながら太平洋沿岸部付近を東進して行った影響であったものと推測されるが、2月7日条記事では、その発雷時間が朝(午前10:00以前)であったとしている点に於いては、この雷鳴が日本海側地域で見られる冬季雷タイプの発雷であった可能性に就いても排除することはできない。強力な冬型の気圧配置になり、発達した積乱雲が平安京付近に迄、断続的に流されて来ていたことも想定されるからである。

「明月記」寛喜元年(1229)6月16日条(グレゴリオ暦・太陽暦の7月8日)には、「朝天陰、陽景間見、未(ひつじ)時(14:00前後)雷鳴降雨、侍從(藤原為家)女房邪氣病甚重由昨日示送、仍問病體、猶又相具病者可物詣(ものもうで。寺社へ参詣すること)由、一身明日参詣由答之」とした記事が記される。ここで出現する「邪氣病」なる彼女の疾患とは、一体どの様な症状の病気なのであろうか。

中国医学・漢方医学に於ける病因の説明では、元々生体には自然と備わっている病気への抵抗力・免疫力を示す「生氣(せいき)」が存在しており、それが病因としての「邪氣」からの干渉を退けようとして抵抗するとされる。この両者の拮抗に依って実際に発病するか、否かが決定されるのである。漢方医学では、病気の原因を内因・外因・不内外因の3つに大別し、主として気候の変化という外部要因に依り発病するものを外邪(六淫)と定義をする。それは、人が受ける気候の変化を風(ふう)・寒(かん)・暑(しょ)・湿(しつ)・燥(そう)・火(か)の六氣(ろっき)とし、これらが人体の適応能力を超える程に激しく変化すると発病するという。その際の六氣が風邪(体表部に於ける発熱等の症状。現在のかぜ症状に当たる)・寒邪(身

体の冷えに依る腹痛や下痢症状)・暑邪(熱中症で高熱や脱水症状)・湿邪(体内の水分代謝が弱くなる症状)・燥邪(乾燥に依る障害であり、せきや喘息症状)・火(熱)邪(熱に依る障害であり、高熱や発汗の症状)なのである。この中国医学の考え方に当てはめるならば、彼女の疾患は発症時期を勘案するならば暑邪・火(熱)邪等が連動した症状であったということになるであろう。

この日も雷鳴や降雨と言った不安定な天候であった。その前の状況も、「雷鳴」(同15日)、「大雨灑」(同14日)、「雨降」(同13日)、「終日天陰」(同12日)等と言った梅雨末期のはっきりとはしない高温多湿の状況であったものと推測される。その様な気象の状況(六氣)が彼女の体の対応能力の限界を遥かに超えてしまった為に、その邪氣病は重篤化していたのであろうか。

日本語としての邪氣の語にも、病気を発生させる能力を持った悪い気、又、それに依って引き起こされる病氣や悪氣(災いを齎す悪い気)、そして、悪意としての語義が存在する一方、妖怪としての物の怪(け)を指し示す意味用法もある。「明月記」の記載に依れば、「物詣」や「参詣」といった寺社を使った対処法が処方箋として提示されていることから、この「邪氣」が後者の語義で解釈されていたことを示唆する。寺社に於いて、彼女に憑りついていた物の怪・嫉妬心からなる他人の悪意を祓うことを念頭に置いた措置ではあろう。ただ、実際の彼女の症状を考慮した時、発雷や高温・多湿という気象的な状況がその生気の処理能力を超えてしまったと考えることもできる。

3：人魂と気候変動

「山槐記」の永暦元年(1160)7月15日条には「今夜所々有人魂云々、是流星歟、後日聞、八幡山又如此云々」とした記述がある。人魂に関しては、古来、諸説がある。この光(自然界に於ける発光現象)が気象現象とは無縁なものであったとも言い切ることができない。無論、それが遠雷やその他の現象であった可能性に就いても否定することはできない。

「台記」では、人魂と気象現象との関連性を示唆した記事を幾つか載せている。先ず、康治3年(1144)5月26日条(グレゴリオ暦・太陽暦で

は6月28日)に於いては、伝聞記事であり、日記の記主が現認した出来事ではないものの、それはこの日の午刻(正午前)に、「東三條乾(北西)角杜(社)」に生えていた榲(ごんずい、おうち。ミツバウツギ科の落葉小高木で、役に立たないものの例えとしても使われる)の木が、無風状態であったにも関わらず折れたという現象に端を発したものと考えられる幾つかの事象であった。その木は口径が4尺9寸もある大木であり、地上から4尺許のところで折れたという。「四」=「死」、「九」=「苦」とした数字表記も単なる偶然であったのであろうか。これだけのことであるならば、木の外見は健康そうに見えても、老木となって木材腐朽菌に依る芯部の腐食で内部に空洞が出来たりして、自然に倒伏したということになる。ところが、或る説に依れば、前日の夕方に社(杜)内で数人が語らう「聲」が聞こえ、又、或る説に依るならば、艮(うしとら。北東の方角)の角にあった杜木より煙の様な気が揚がり、それは雲中に入って行ったという。そして、未刻(14:00前後)に至り、京師では雷電暴雨が発生し、所々で颯(ひょう。つむじかぜ)も起り、人屋を破損させたとする。これは、その発生時期や時間帯より判断し、大気の状態が不安定となり、上空に冷たい空気が流入して地上には温められた空気層が存在する状態で、積乱雲の急発達に伴う現象であったものと見られる。更に、或る説ではこの颯が東三條の杜内より出て、その木が折れた時には未だ颯は起きてはいなかったとする。

この夜、人魂が出来し、これは艮より坤(ひつじさる、南西)の方向に向けて飛行したと言ひ、その躰は太く長かったとされる。つまり、この人魂は鬼門の方角より裏鬼門の方角へと移動して行ったことになる。それだけに着目をするならば、霊的な現象であった様にも受け取ることができる。倒伏してしまったこの樹木に宿っていた精霊の昇天を、その様に見立てていたものかもしれない。「數人語聲」とは、そうした木々の精霊達に依る見送りの声であったのであろうか。ただ、そうではないとするならば、雲中に入って行ったという「如煙氣」や「人魂」といった気体とは一体どの様な現象であったのであろうか。仮説として、それは可視化可能な水蒸気であると見做すこともできる。それが立ち上り、雲中へと消えて行ったとするな



写真：外側（写真右側）へ尾を引く幻日（げんじつ）〔小林京子氏撮影。2023年1月31日の15:30に新潟県新潟市中央区関屋地区より撮影。中央部分の少し右側に見える明るい光の塊が幻日である。〕

幻日は太陽の両側に1個ずつ見える光像であり、太陽から約22度離れた同じ高度の場所に出現する。雲の氷晶（巻層雲）が光を屈折させてできる暈（かさ）の一種の気象光学現象である。

冬季に出現していた人魂、不祥雲現象はこの様なものであったのかもしれない。見方によっては大きな流星の様にも見ることが出来る〕

らば、それは現象としての蒸発（気化）であったことになる。又、蒸散（じょうさん。植物の葉等より水分が水蒸気になって出て行く現象）である。それらの気体状態の水が雷電暴雨を齎す元となる積乱雲へと成長し、所々に颯を発生させていたのである。つまり、これらのことは自然界に於ける「水の循環」の正常なサイクルを表わしており、全ての事物の死や復活、再生を示唆していたことが想定される。仏教的に考えるならば、それは輪廻・転生である。

こうした不思議な杜は各地に見られるが、禁足地としての八幡の藪知らず（やわたのやぶしらず。

千葉県市川市八幡）の存在に見られる様に、そこには過去に於ける何らかの凶事の出来や、その結果としての墓所の存在、入会地、又、そこへ侵入することに対する実際上の危険性標示（軟弱地盤、有毒ガスの噴出等）である等、様々な成立要因が考慮される。そして現在、それらの多くが祭祀の対象になっているという共通性もある。平安京に於いても、「鬼殿」（現在の京都府京都市中京区菱屋町付近）と呼ばれた禁足地があり、⁽¹⁰⁾平安京成立以前からそこに棲み付く霊がいたという。結果としては、人に依る過ぎた嫉妬心が鬼を呼び寄せてしまったという設定なのであった。

次に、「台記 卷五」天養2年(1145)12月5日条では、「行慶法印、雖蒙仰未催僧正、祈法皇(鳥羽法皇)、依有鬼着之疑也、民間(民衆)云、人魂出自御所邊、又云、去月有不祥雲(凶兆の雲)云々」とし、行慶法印(白河天皇の子。桜井僧正)が鳥羽法皇の為に祈禱を行なったことを記す。それは、法皇に鬼の憑依が疑われたからであった。鳥羽天皇は退位後も、崇徳天皇から近衛天皇への譲位、近衛天皇の病没、後白河天皇の即位等、無理な皇位継承を断行して近い将来には天下大乱の勃発を予測し、保元元年(1156)7月に薨去した。その死の直後には、摂関家の藤原忠通・頼長兄弟に依る家督争いも相俟(ま)って、法皇が予測した通り保元の乱が発生するのであった。それを示唆していたのがこの「鬼着之疑」事件であったのであろうか。民衆は鳥羽法皇の院の御所辺に於ける人魂出来と、先月に見られていた「不祥雲」現象とを絡めて、法皇に対する鬼着の疑惑を確信して行ったものと考えられる。同14日条では伊勢奉幣に関わり、その宣命(せんみょう。勅使に依り宣べ聞かせること)に「比年(ひねん。年々、毎年)災變恠異常見、願消其殃咎(おうきゅう。災禍)矣」と記され、近年には「災變恠異」が多発していると総括するのであった。具体的な「災變恠異」や「殃咎」の内容は記されていないが、そこには自然災害と共に、人事に関わる事象(災難)が大きく存在感を増していたことが想定されるのである。(11)

それでは、ここで記されていた「不祥雲」とは、一体、どの様な雲なのであろうか。この雲に関しては、「小右記」(記主右大臣藤原実資)長和元年(1012)4月12日条に於いても既に記載があり、そこでは伝聞記事としながらも、「右馬允(藤原)有信云、去十日黄昏人魂出自左府(藤原道長)、落異(たつみ。東南)方山邊、其光極明、人多見之者、彼時男等四五人許居庭中同見之、余亦見之、但不見出處、見落處、合有信所申、去八日早朝有異雲、所謂不祥雲云々」(12)として、所謂「不祥雲」と称された「異雲」現象の発生を記録していたのである。記主である実資は、この12日条の冒頭には、態々「人魂出自左府事」の傍注を付していた。不祥雲は祥雲に対置する雲に対する見方、概念であろうが、その基準とされていたポイントは何であろうか。この「不祥雲」は早朝に出現して

いたとしていることより、火炎の様な朝焼けに照らし出され、不気味な形状をしたオレンジ色の雲であったのかもしれない。人々はその絶えず移り行く雲に何らかの「相(そう)」を見ていたのである。雲とは地上世界の天井であり、天帝の居所の下部を構成していた、流れる河であるとした見立てであった。それは又、時空間の境界を表現し、その色彩や形状に依って天帝の意思(吉兆、凶兆)を表わしたものとして受け止めていたのであろう。

この台記と小右記の記事では、人魂と不祥雲が共に登場していただけではなく、その両者に関連性があるかの如き記述をしている。つまり、不祥雲の出来が時間的には先であり、それを受けて人魂が当時の為政者宅付近に出現していたという時系列であった。そうであるとするならば、自然現象としての人魂と不祥雲とは、同じ種類の現象であったことになろう。取り分け、小右記の方に出て来る人魂は、非常に多くの人々に依って現認されていたことが推定されることより、現象としては事実であった可能性が高い。ただ、方角性の表記はあるものの、その色彩や形状に関する記述は無い。方角性と共に、古代に於ける色彩認識の重要性に鑑みるならば、これは不思議な話しではある。方角性に関しては、多くの場合、人々がその出発点から飛行する方向に着目をし、記録をしていた。古代社会、特に、平城京時代迄は、方角性認識に非常なる重大性のあったことが明らかになっている。ただ、12世紀に至ると、人々が方角性に対してそれ程の重要性を認めていたとも言い難い。寧ろ、前代からの流れで記録していた、つまり、発生したことに於いて文字情報を使用し、正確に記録して残しておくこと自体の方に、より重要性を感じていたことが推測されるのである。それは、文運の隆盛の結果であったと言うことも出来るのかもしれない。

清水咲希氏⁽¹³⁾は、日記・古記録類に人魂や流星が「落」と記載されていたことを以って、当時の人々が流星を見て遊離魂であると判断したのではないかと指摘を行なう。但し、全ての流星が人魂であると見做されていた訳でも無いともする。当時の人々が発光するもの一般に対して魂を見る認識があったことより、流星を見てそれを遊離魂であると判断したと指摘するのである。冒頭で指摘した「山槐記」に於ける記述が、どの様な背景

の下で為されていたのかは判然とはしないものの、保元・平治の乱に依る戦死者の靈魂をそこに見ている可能性もあるのかもしれない。そうであったとするならば、当該の人魂と流星とが紐（ひも）付けられたか、否かの根拠とは、その時々における社会的な状況や、それを背景とした人々の心理的状态、病理的な不安心理の表出にあったと言うことになる。

記述上、人魂と流星とは、その飛行高度、大きさ、形状、出現時間（昼夜）等のポイントに於いて明らかに異なっていたことが想定される。取り分け、その出現時間に就いては、流星が日中の時間帯には余程の好条件下でない限り、肉眼で確認することは困難であるものと考えられる。確かに、昼間流星群も存在はするものの、それは電波天文学の発達に伴ない、レーダー観測、電波観測の実施に依って初めて判明したものであって、これが12世紀当時に肉眼で確認されていたとは考え難い。それに対して、人魂の方は、記事上でも昼夜を問わず目撃されていたことが窺える。更に、流星と人魂とでは、目撃者からそれに至る距離が明らかに異なる上（人魂の方が圧倒的に近距離に於いて現認されていた）、見かけ上の飛行速度も異なっていたことが考慮されるのである。

但し、当時の人々に於ける平板的、ドーム的な対宇宙観を考慮するならば、こうした疑問は全く問題とはならないのかもしれない。寧ろ、人魂より分離した小球体が流星として見做されていた可能性もある。人魂と流星とが同一のもの、又、流星を遊離魂であると見做したとする社会的な背景には、当時の人々に依る死生観、靈魂観が大きく関与していたことも想定される。死者の靈魂は穢れた地上世界から離脱し、紫雲の彼方、天帝の居所に近い場所に昇天し、安住するとした考え方もあったであろう。日本に於ける火葬法も、当初は渡来人を中心として行われる様になり、次第に日本人の間でも、持統天皇（702年12月薨去）の遺体が火葬されて以降、貴族、官人、僧侶の間で火葬の葬送法が急速に普及し、奈良時代には遺灰が蔵骨器に収納されて行く様になり、平安時代には散骨行為も行われる様になった。⁽¹⁴⁾ 天皇の遺体が火葬されたという契機は、火葬法流行という点に於いて政治的、精神的、思想的には大きなものがあつたと考えられる。遺体が火葬される煙

の立ち上る様子も又、そうした靈魂の昇天空という思想に影響を与えたであろう。現在でも尚、人が死後に於いて「星になる」という表現法が行なわれているのは、その根源にこうした人魂・流星融合思想が存在していたからであるものと推察されるのである。⁽¹⁵⁾

ただ、人魂現象に関しては、冬季をも含めた全年節での著しい蒸発、蒸散等、水循環に関わる、12世紀を中心とした時期に於ける日本の気候変動の所産であった可能性をも指摘しておく。又、それが強風の吹くことが余り多くは無い平安京に特有な現象であった可能性に就いても指摘をしておく必要がある。

「明月記」建暦2年（1212）2月26日～27日条では、後述する様に、藤原定家が気象現象と自身の病気との関連性を示唆する記述を行っている。同26日条では、「天晴、今朝日來（ひごろ。数日來の）病上又腹中大苦痛難堪、若是石癩（せきりん。腎臓や膀胱の結石）病氣歟（尿路結石症か）、終日病惱、後聞、夜前人魂見此家邊之由隣方沙汰云々」と記し、この時彼に結石症が突然発症して、その疝痛発作（せんつうほっさ。突然生じる腹部の周期的激痛）の苦悩に依り、寝ることすらできない状態であった。26日条で記された定家邸付近での人魂の出来とは、死者の人魂が、結石の激痛に依り体力の弱っていた病人である定家の人魂を彼岸へと迎えに来ていたという認識、場面設定であろうが、それは彼の「魔姓（性）之令（冷）然」（同27日条）に依って退けられたのである。この出来事は、定家の強靱な精神力の一端が垣間見える事象でもあったが、その起源を遡るならば、後述した或る気象現象、気象条件が彼をして、その様な状態に陥らせていたのである。

これらの事象とは別に、実際の可視的な習俗として、当時、人魂と誤認させ得る内容を持った行事もあった。それは「明月記」寛喜2年（1230）7月14日条（グレゴリオ暦・太陽暦の8月23日）に「近年民家今夜立長竿、其鋒（ほこさき）付如燈樓物、張紙、擧燈、遠近有之、逐年其數多、似流星、人魂著綿」と記された行事である。文中では「近年」とあることより、これを以って、仏教上の「供養」行為としての盂蘭盆会行事が、民衆に浸透して行った時期や過程を窺うことも出来るのである。「燈樓物、張紙、擧燈」とする記述

からは、精霊を送り迎える際の標識、又、火力を以って悪鬼や穢れを追い払う時に門戸に於いて焚かれる迎え火・送り火の原型をも類推させる。

更に、「長竿」や「鋒」(鋒)の存在からは、神霊の依代(よりしろ)として立てられていたものと推定される山鋒(やまぼこ)の原型をも想起させ、疫神祭として執行された御霊会・祇園会の展開をも知るのである。この時期、民衆のレベルに於いては、神仏習合・神仏混淆の進行もあり、執行時期が近かった仏教行事としての盂蘭盆会と、神道行事としての祇園会との間の垣根は意外と低かった可能性もある。抑々、祇園会を祭礼として執行した八坂神社(祇園社)自体も、国家よりの恩典に浴した定額(じょうがく)寺の1つに位置付けられており、南都北嶺(興福寺・延暦寺)との関係性も濃厚であって、寺格を有するものと見做されていたとしても不思議ではないのである。

そして、当該記事を根拠とするならば、人魂と流星との同一視観も否定することはできないと言えるであろう。

4：大風

大風や、それに伴って発生していた被害に関しては、その意義を陰陽寮に問うことは通常は無い。ただ、「明月記」建暦元年(1211)10月6日条では、「昨日申刻(16:00前後)許非暴風非地震、内裏瀧口本所〔清涼殿東北方の御溝水(みかわみず)が落ちる滝口に在った警護の武士の詰所〕屋顛倒、雑仕女(ぞうしめ。下級の女官)一人在其中、聞搖動聲逐電奔出(ほんしゅつ。勢いよく走り出ること)、所置箭皆打損」という事件の発生に対して、頭中将(親輔)は陰陽寮に命じて卜筮(ぼくぜい。亀卜と筮竹に依る占いの併称)を行なわせている。この「非暴風非地震」なる現象が何であったのかは判然としないが、結果として瀧口の武士の詰所が転倒し、そこにいた雑仕女が下敷きとなってしまったのである。これは、単なる建物の老朽化、施工不良で倒れてしまった可能性もあるものの、内裏内の建築物では少しそうした状況は想定し難い。

又、収蔵されていた箭(矢)が皆壊れていたのであった。矢は武器であることより、それが全て破損したことに対する心理的影響は低く評価をす

るべきではないのかもしれない。六国史中で記録されていた「兵庫震動」⁽¹⁶⁾記事に関しても、かつて筆者はそれらの現象が兵乱の予兆として認識されていたことを指摘したのである。⁽¹⁷⁾

頭中将が陰陽寮に卜占を行なわせていた背景には、そこに気象現象や、地学的な事象以外の、何らかの邪悪で可視化不能な「霊的な力」の存在を感じていた可能性もある。その屋には懸手(かかりて。管理人)が置かれてはいなかったことも、彼の不信感を買った様であるが、「即日修造恒例歟」とした記述からは、何でも短時間の内に簡易に済ませてしまおうとしていた、当時の社会的な風潮に対する批判も含まれていた。簡便にことを済ませてしまえば、一寸した風や揺れでも建物は簡単に倒壊してしまうとした警鐘であろうか。

5：高潮 — 亡国の殃(わざわい)

「明月記」安貞元年(1227)4月8日条には次の記事が記されていた。それは、「素覺法眼來談、肥前國(佐賀県・長崎県付近)御室(京都市右京区御室の門跡寺院仁和寺)御領、八年十五日(時期の特定は不明)大風高鹽(塩・潮)昇、住人百余人牛馬數百漂没、大略向後十餘年難興復大損亡(そんもう。利益を失うこと。被害を受けること。風水害や旱害、蝗害等に依って農作物が被害を受けること)云々、凡鎮西云國云莊(莊園)、多以損亡云々、亡國之殃(わざわい)至極(しごく。納得すること)之道理(道理至極。良く道理に適っていること)歟」とする記述であり、現在の佐賀県～長崎県地域に於いて、取り分け、沿岸部を中心として大規模で広域的な「水災害」が発生したとしているのである。

文中でその原因は「大風高鹽」としている。高潮を引き起こしたであろう「大風」が発達した低気圧の通過に依るものであったのか、又は、台風の通過に伴う強風であったのかは、時期が判然としないこともあり、不明である。「八年十五日」とする時間表記が単なる書き誤りであったのか、又は、その他の意味があったのか、期日に関する記載が不明瞭であることから、その正確な発生期日を特定することも困難である。藤原定家は「高鹽」という語は知っていても常時在京していた訳であり、内陸部に在って実際の高潮という自然災

害を目にしたことは無かった筈である。日記には素覚法眼より聞いた情報を元に、頭の中で想像した被災状況を記述していたことになろう。

ただ、その被害は伝聞記事としても「住人百余人牛馬數百漂没」とするものであり、甚大であったことが窺われる。承久の乱（1221年）を経て鎌倉幕府の威令は漸く鎮西の地に迄も及ぶ様になり、鎮西奉行も派遣されるが、時代に於ける被災地の現状把握が鎮西奉行や大宰府、当地の国司や守護等に依ってどの程度行なわれていたのかも疑わしいことよりは、実際の人的・物的な被害はこれを遥かに上回る規模であったことが類推される。それは「大略向後十餘年難興復大損亡」という状況からも推測可能であるが、これが日記の記主であった定家が現認して来た事柄ではなく、飽く迄も伝聞記事であったことから、不正確ではある。しかも、彼らの関心の主体は専ら自身の所領等に関わる被害、及び、そこから齎される収益への悪影響（減収）であって、そこで暮らす人民や施設に関わる被災の状態では無かった筈である。文中に於いて、「御室御領」とか「莊」といった記載が見られることがその証左ではあろう。既に所々に散在していた所領は「武士之威」に依って「所詮播州（播磨国）所領滅亡、在京無力之故歎」（同4月8日条）という社会的な状況があった以上、それも領（うなず）くことのできる不在領主としての将来に向けての不安の心情ではある。

定家等の平安京住民にとって、京洛周辺地域に於いて発生していた自然的・人為的災害・災異事象に対しては、それが自分自身の居住する地域社会の問題であり、自らの日常生活へも悪影響を与える可能性が高かったことより、日記上に於いてもかなり詳細な記述も見られるが、彼ら在京領主が鎮西という遙か遠隔の地で発生していた災害に興味を示し、自身の日記へ筆録したこと自体も珍しい。当該地域での権益の存否とは別の次元に於いて、この高潮とされる災害が大規模であったことの証拠ではあろう。

肥前国は東シナ海～壱岐水道に面して沿岸部地形が入り組んでおり、西側に向けて多数の湾や入り江、又、島嶼部もあって複雑である。日本の中でも高潮被害を受けやすい地形であるということが出来得る。実際、平成11年（1999）9月24日の早朝、台風18号が天草下島付近～島原

半島南端部付近を通過し、湾奥に位置する熊本県不知火町（現：宇城市不知火町）松合地区（宇土半島南岸中央部）周辺を高潮が襲ったのである。宇土半島は島原湾を挟んで島原半島（肥前国）の直ぐ東側に位置している。高潮は、地区内の船溜りの護岸（DL+5.5メートル）を越水し、護岸に囲まれ、護岸天端より約2.5メートル程低い位置に在った集落を浸水させ、家屋の水没に依り死者12名・軽傷者4名の人的被害、及び、家屋全壊47棟・半壊26棟・床上浸水164棟・床下浸水96棟・一部破損745棟等の物的被害を発生させたのである。この時の推定最高水位は、被災後のおが屑等の湿潤水位痕跡より、+6.7メートルと推定され、この高さは平屋家屋の屋根裏の高さにも達していた。⁽¹⁸⁾ 護岸工事等が施されている現在でさえ、これ程の大きな被害が発生していたことより推測し、安貞元年当時に於ける九州（現：佐賀県・長崎県・熊本県）西海岸に於ける高潮被害の大きさも想定されるのである。

高潮は台風や発達した低気圧等の接近、通過に伴なって気圧が低下し、海面が「吸い上げ」られる効果と、強風で海水が海岸に「吹き寄せ」られる効果とに依って、海面が異常に上昇する現象である。大気圧が1hPa低下した場合、海面は約1センチメートル上昇するとされている。「吹き寄せ」に依る海水面上昇は、風速が強力な程、湾の入り込みが長い程、湾の水深が浅い程大きくなる。これに加えて、砕波ポイントより岸側に近い場所では「ウェーブセットアップ」の砕波に依る海水面上昇が付加されるのである。

津波や高潮（何れも波長の長い長波）の他にも、海面昇降が見られる自然現象がある。それは副振動〔異常潮。長崎湾では「あびき」（速い海水の流れに依って魚網が流される「網引き」が語源とされる）と呼称される〕に見られる様な気象津波（meteo-tsunami）である。現在、高潮に対しては一般的に気象津波の呼称を当てない。副振動とは、通常の潮汐（天文潮位）や、高潮・高波、津波以外の理由に基づく海面の振動現象であり、日本の沿岸部のどこでも発生する可能性がある。水深の浅い海域を前線等の気圧擾乱（じょうらん。大気の秩序が乱れること）が移動する場合には副振動が発生し易いとされる。100センチメートル以上の「あびき」は1月～3月に発生すること

が多く、その多くの事例では九州の南方海上を低気圧が通過、又、九州の南方海上に前線が停滞する場合、そして、台風の通過や、火山噴火に伴なう空振等である。西日本地域で発生する「あびき」は典型的な気象津波であり、春先に東シナ海を移動する気象擾乱が海面に微小振幅海洋長波を生成し、プラウドマン (Proudman) 共鳴〔気圧擾乱の移動と励起(れいき。原子・分子等が外部からエネルギーを与えられ、低エネルギー状態より高エネルギー状態へと遷移すること)された海洋長波の位相速度が一致する場合に共鳴して振幅が増大する〕に依り増幅することがその発生要因とされている。(19)

あびきの継続時間では、3～5時間のものが多く、取り分け、4時間程度のものが非常に多いとされる。全振幅が100センチメートル以上のものに就いては、最大振幅の発生後3～4時間後の振幅は、 $1/2 \sim 1/3$ に減少する傾向が見られるという。昭和54年(1979)3月31日に発生した長崎港の大規模あびきでは、その発生原因は顕著な気圧急昇波に依って東シナ海に長波が発生し、これが伝播して来たことであった。この気圧急昇は顕著な低層(600～950mb・hPa)への寒気流入と、600mb・hPa以上の上層へ暖気が流入したことに依る相乗作用により発生したとされる。長波は増幅しながら伝播し、五島灘の陸棚上に於いては特定周期で振動し、長崎港の固有振動周期(35分・20分)との共振に依り、長崎港内では増幅されて観測史上最大規模のあびきが発生したとされるのである。(20)

近年では、平成31年(2019)3月21日の夕方より、九州北部～九州南部～奄美地方にかけての沿岸部に於いてあびきが観測されており、海上保安庁の観測に依れば、同日18:00頃に奄美大島名瀬港では、約15分周期で海面が最大約90センチメートル上下動する副振動を確認している。同20:00頃には、鹿児島県枕崎港で約110センチメートル、長崎県長崎港でも同20:40に約105センチメートルの海面昇降が観測されているのである。上記した如く、昭和54年3月31日には、やはり長崎湾に於いて約278センチメートルにも及ぶ海面昇降が観測されている。特に、振動周期が湾等の固有周期に近い場合、共鳴が発生して潮位変化が非常に大きな

ることであるとされる。(21)但し、安貞元年に肥前国で発生していた自然現象は「大風」を伴っていたことから、その点からは副振動であった可能性は低く評価されるのかもしれない。

実は、安貞改元(嘉禄より)も、次の寛喜改元も、疫病や飢饉発生を理由とした災異改元であった。この約50年後、2回に渡るモンゴル襲来(文永の役・弘安の役)が発生する。しかし、文永11年(1274)〔10月20日(グレゴリオ暦・太陽暦の11月19日)の夜に暴風雨に依ってモンゴル軍は撤退〕と弘安4年(1281)〔7月30日(グレゴリオ暦・太陽暦の8月15日)の夜からの暴風に依ってモンゴル軍は撤退〕に行なわれた日本侵攻は何れも「神風」と称される暴風雨が起きたことに依って、モンゴル軍の乗って来た船団は退けられたとされる。時期的には偶然的にも発達中の低気圧の東進、又、台風が通過していたとしても違和感はない。

安貞元年4月8日条で記述されていた沿岸部の浸水被害が、「明月記」にある如く高潮であったのか、あびきであったのかの判定は困難である。実際、グレゴリオ暦・太陽暦の4月～6月にも多くのあびきが発生しており、発生時期だけからの推定も困難ではある。「亡國之殃」とは、実際に高潮・あびき災害を体験したことの無かった定家に依る聊か大袈裟な表現法の様にも見て取ることができるものの、日本の地域社会が水上交通路の要衝であった沿岸部一入り江・潟湖、河口部周辺から発達し始め、艦(やが)て、そこから河川を通じてより内陸部へと開発の手が入って行った経緯を考慮するならば、これは決して大袈裟とは言うことのできない真実味を十分に含んでいたことも考えられる。言い換えるならば、これは天や地盤に関わる災害、災異だけではなく、気象災害も又、日本の存立を危うくするかもしれないという、漠然とした認識が芽生えた瞬間であったのかもしれないのである。

6：大雨

太政大臣藤原忠平の私日記である「貞信公記抄」天慶元年(938)6月20日条(グレゴリオ暦・太陽暦の7月19日)には、「鴨河水入京中、多損人屋舎・雑物、西堀河(西堀川小路。現在の西

大路通り付近)以西如海、不能往還」⁽²²⁾とあって、鴨川の水が前日からの「風大吹、從暮雨快(はやく)降」(同19日条)とした気象状況(台風通過に依る現象か)に依って西側へと越水し、平安京の南側三分の二の地域がほぼ水没してしまったのである。⁽²³⁾現在の丸太町通り以南では、概して左京エリアよりも右京エリアの方が標高が低かったからである。天神川右岸に所在する北野天満宮本殿の標高が約70.0メートルであるのに対して、鴨川左岸に在る京都御所紫宸殿の標高が約51.5メートルという様に、朝廷の主要施設が設置されていた平安京の北側三分の一のエリアでは、約20メートルにも及ぶ標高差がありながらも、貞元元年(976)年5月の内裏焼失以降に設けられた多くの里内裏(さとだいら。大内裏外に設定された仮の御所)が、標高のより低い左京エリアに敢えて設けられていたことは、右京エリアの水災害に対する懸念の大きさを物語りもいる。そのことは、右京の更なる衰退⁽²⁴⁾と左京の繁栄、つまり、中国式都城制を以って構築されていた都市空間の中心軸が東側へと自然の内に移動していたことをも表わしていたのである。これは、自然災害の度重なる発生に伴う都城の衰退と移動であったものと評価される。

当時としても適度の雨が降り、「自夜雨降、可謂甘雨(かんう。慈雨。豊穰を齋す雨)、祈(年脱力)穀奉幣雨頻降、似感應(神仏よりの加護)」[建暦2年(1212)7月25日条]とした状態になった喜びとは、言葉では言い表わすことのできない感覚であったものと考えられる。況してや、毎年、2月と7月の2回、当年の豊作を祈願して吉日に伊勢神宮や賀茂神社、春日神社、石清水八幡宮、吉田神社、八坂神社等、畿内22社へ奉幣使を派遣した朝廷の祭儀であった祈年穀奉幣に依って、降雨があったとした状態とは、正にこうした神々に降水調整の能力が備わっていると人々へ認識させるには十分な偶然であった。

7：法会と雨脚 ～雨儀と晴儀～

本項の副題に在る「雨儀(うぎ)」とは、雨天の日に朝廷の儀式や宮廷の神事を略式な形で行なうことを言い、「晴儀(せいぎ。盛儀)」は晴天の日にそれを正式な形で執行することを指し示す言

い方である。つまり、天気によってその執行形態にも大きく影響を与えていた儀礼を巡る区別である。無論、当時としても晴儀の方が好まれていたことは想像に難くはない。雨が降ることは現在の我々であっても、人に依っては鬱陶(うとう)しさ、煩わしさを感じるかも知れないが、12世紀当時には、更なる障害[「(風)雨難」]としてあったことが窺われるのである。

「台記 卷九」久安6年(1150)5月27日条(グレゴリオ暦・太陽暦の6月23日)では、法勝寺金堂に於ける美福門院(鳥羽天皇の皇后であった藤原得子。藤原長実の娘で近衛天皇の母)に依る金泥一切経供養の様子が描かれる。法勝寺は白河天皇の勅願寺として承暦元年(1077)に岡崎(京都府京都市左京区)で建立され六勝寺の筆頭とされた。その後は、元暦2年(1185)に発生した地震(東経135.8度、北緯35.0度を震央としたマグニチュード≒7.4の地震)に依り大きく被災し、嘉暦3年(1328)、及び、興国3年・康永元年(1342)の度重なる火災に遭い衰退したとされる。大寺の盛衰も、自然界からの大きな影響下に置かれていたことを示す事例である。金泥一切経とは、金泥を用いて書写された豪華な漢訳大藏経である。

この日、取り敢えず法会は式次第の通りに進行し、供花の儀が終わったところで「雨脚(止まない雨)忽降、大如車軸大、物莫不濕潤(しつじゅん。濡れて湿っている状態)、雨入御簾」という状況となったのであった。正に梅雨真っただ中に於ける突然の大雨であった。「大如車軸大」とは、雨脚が牛車等の車軸の様に太いという状態を形容した表現法であり、大雨に対して使われる。この時も途中からの大雨ではあったが、このまま供養の法会を遂げようとする意見と、それでは儀式の「威儀」が調えられないとした意見との対立、葛藤があった。ポイントは「天子臨幸」という「威儀」にあったらしい。つまり、天子自身を雨に濡らすことも、「威儀」が担保できない法会も行なうべきではないということである。「進退惟谷(これきはまれり)」(どうすることも出来ずに途方に暮れる)とした記述からは、実際の(悪)天候と、「供養」や「禮」を遂げることとの重要性との板挟みになった、当時の公家社会の体裁(「威儀」)を非常に気に掛ける一面性が良く表出していたものと

考えられる。「雨中被行法會、禮不重」とした表現法からは、雨に濡れることに対する鬱陶しさ以上の、一種の穢れ観すら感じ取られるのである。その考え方は天候の実態、天候に依る悪影響（不利益）を必ずしも反映したものではなかった可能性もあるが、それとは別に、雨に濡れることは、現在の人々が想像する以上に生理的に忌み嫌われた出来事であったのかもしれない。この時は結果として、雨脚は漸く微（かすか、わずか）なるものとなり、参会者は元の座に復したのであった。

彼らが「以晴儀行之」ことに固執した理由の一端は、同日条に掲載されていた鳥羽法皇に依る重ねての詔に見える。そこには、「金泥一切經、佛事之大者也、天神地祇、可拂障難（しょうなん。障害）、而今雨脚忽降、已妨禮儀、料識、佛神無加護、強遂供養、有何益乎、忽在延引、而行幸之後、不遂供養、徒還宮、無有先蹤（せんしょう。前例）、有忌諱（きき。忌み憚ること）否」とあり、「晴儀」に拘（こだわ）る理由が正式な行事の執行に依り、神仏よりの加護を得ることに在ったことが推定され、その為に前例の無いことを行なうべきではないとした思想がその根底に存在していたことが分かる。法会の執行であるから猶更のことではあったのであろうが、先例重視の姿勢である。大義名分としては、仏神に対する「禮儀」を重要視したのであるが、本音の部分では法会自体に於ける天子臨幸あつての「威儀」を重んじたのである。ただ、「忌諱」という強めの拒否感を表わす語を取って採用していた背景には、やはり「雨脚」自体に対する嫌悪感覚も相当程度含まれていたことが想定される。

咄嗟（とっさ）に「台記」の記主である左大臣藤原頼長は、猶先例を勘ずる。その根拠としたのは「貞信公記」（筆録期間907～948年。記主太政大臣藤原忠平）延長2年（924）11月28日条（グレゴリオ暦・太陽暦の12月26日）に記されていた「法性寺供養日降雨」の記事であった。法性寺（ほっしょうじ。京都府京都市東山区）は天台座主法性房尊意を開山として忠平が建立をした浄土宗寺院であったが、そこでは忠平が同寺を訪れた日に雷鳴があり、菩薩を造り始めた日にも又、雷鳴があり、僧侶らは初後（しよご。始めと終わり）にそうした自然現象が発生していたことを「感應」であると評価したことをここでは素

材としたのであった。⁽²⁵⁾ 頼長はこの文意を独自に解釈する。それに依るならば、「造佛日雷鳴、供養日雷鳴、修善（しゅうぜん。善行を積むこと）兩日甚異相（通常とは様子の異なっていること）、以之爲吉、不以雷爲吉、何況、人唯言雷、不言雨、何以、知彼日降雨乎」とあり、修善に際して出来していた異相を吉としたものの、雷自体は吉であるとはしておらず、雷鳴があつたからと言って必ずしも降雨があつた訳では無いのではないかと断じたのである。発雷と降雨との直接的な関連性を否定したことになる。無論、実際の気象現象でも発雷はあつても降雨に至らないこともあることより、そうした経験則に基づく推論ではある。ただ、「甚異相」と表現していることから、通常とは異なる気象現象に対しては、そのことが意味した何らかの意義を見出そうとしていたことが考えられるのである。

そうした処、陰雲は既に散じており、白日は斜照していたことから、参会していた諸卿は「雨不復降」と言うものの、独り頼長だけは「雖天氣快晴、難知雨脚復降否」として、直ぐに法会を再開するのに対して難色を示したものと考えられる。梅雨の最中（さなか）に於ける法会ではあつたが、彼の主張も1つの経験則に基づいた見解であつたのであろう。これも、根拠の無い推論を嫌った彼の性格が表出した発言ではあつた。しかし、法会の再開後、未（ひつじ）の刻（14：00前後）に散花（華）（さんげ。花を散布して仏を供養すること）を行なう為に諸僧が舞台に進み立った処で大雷雨電となり、法皇はそのことに苛立ったのである。急遽、法会の延引を摂政（藤原忠通）に指示するのであつた。状況は「事甚不穩、衆庶驚怖」という異例なこととなつてしまつたが、これは「後雷聲不復發、雨脚漸微、中心意之、及酉刻（18：00前後）天晴日和」として、忠平の時の事例の如く、発雷が初後の対応関係にならなかつたことが懸念としてあつたからであろう。（陰陽）調和を考える上では看過することのできなかつた事態であつたものと見られると共に、先例通りの気象条件とはならなかつたことに対する違和感が残つたのである。但し、この時は大雨雷電→天晴日和の天候推移となつていたことより、その意味に於いては陰陽が調和していたとすることができる。

8：降雪と寒さ ～暑熱の対極にあるもの～

平安海進期(ロットネスト海進期)に在っては、冬季〔所謂「冬月(とうげつ)」〕に於ける厳寒状態も特筆される。つまり、夏が暑熱だからと言って、冬もそれに連動して気温が高かった訳でも、小雪、晴天続きの状態でもなかったのである。「明月記」安貞元年(1227)正月27日条(グレゴリオ暦・太陽暦の2月14日)には、「沍寒(ごかん。極寒)過嚴冬」と記されていた他、「天地悉氷」(同29日条)、「沍寒入骨」(同2月3日条)、「沍寒無極」(同4日条)、「沍寒甚烈、風吹乾草、微陽沒寒林、女房有小雜熱(ぞうねつ。腫物)」〔寛喜元年(1229)12月18日条〕、「霜沍、天晴、地上悉氷」(同19日条)等と記されていた如く、寒暑両極端な気象現象の出現が12世紀日本での気候の最大特徴であったことが考えられる。夏季が温暖である結果は、冬季に於ける日本海の海面水温(高水温)にも影響を与えていたものと推測され、日本海寒帯気団収束帯(JPCZ: Japan-sea Polar airmass Convergence Zone)が断続的に発生し、寒気を伴った大陸由来の乾燥した季節風が起因して、日本海側諸地域を中心に、西日本地域や近畿・東海地方にも大雪被害を齎していた可能性が想定されるのである。寒帯気団と熱帯気団の間では、寒帯前線(極前線polar front)を挟んで顕著な温度差が生じ(潮境)、変化の大きい天候が出現するとされる。文献史料の乏しいこうした地域に対する検証は推測の域を出るものではないが、平安京で認められていた下記の降雪事象も、南岸低気圧の東進や、JPCZの影響に依る気象現象であった可能性もある。こうした冬季に於ける気象傾向は、現在に通じるものがある。

現在でも、京都市が豪雪地帯であるという確証は無いが、⁽²⁶⁾定家の生きた時代にも冬季に於ける気温の低下はあり、「甚寒」〔「山槐記」応保元年(1161)12月1日条〕、「大寒」(同15日条)、「氷結」〔「明月記」嘉祿2年(1226)11月23日条〕、「寒氣殊甚」(同記安貞元年2月3日条)の様に、耐え難い寒さもあった。当時 に於ける住宅建築が夏季を中心として考えられていたならば、大した暖房装置も無い中では猶更のことであろう。又、降雪もあった。ただ、その量は概して「雨雪霏々(ひひ。雨や雪等が絶え間無

く降る様子)」「雪積(地)三寸(許)」、「屋上雪四寸許」、「雨雪飛灑」、「雪紛々、積地五寸許」、「雨雪(交)降」、「雪霏々」、「雪飛」、「春雪飛」、「雪頻降」、「微雪時々降」〔「山槐記」仁安2年(1167)2月11日条〕と言った具合であり、現在と大差無い様に思われる。しかし、厳冬期にも雪ではなく降雨があったとしていることから、湿度は低いものの、地上の気温が3度を下回することは余り多くは無かったことも考えられる。「少雨降、雪間交」〔嘉祿元年(1225)11月27日条〕、「雨雪」〔「台記 卷五」天養2年(1145)正月7日条〕といった状況が比較的多かったのではないであろうか。特に、日中の時間帯はそうした気象傾向であろう。「晴、(中略)山邊屋上殘雪未銷(融ける、消える)、及午後、屋上雪消、簷溜(えんりゅう。軒先より滴り落ちる水滴)頻滴、池水猶未解、觸物(ものに触れて感じる)景色、莫不感心情」〔「台記別記 卷四」久安6年(1150)正月4日条〕という晴れを基底とした雪の情景が洛中に於ける冬景色であり、それに風情の情趣を感じた心情であったものと推測をする。但し、60歳代も半ばを過ぎた藤原定家にとっては、やはり極寒の京都も又、暑熱の夏同様に過ごし難かつたらしく、「明月記」寛喜元年12月29日条(グレゴリオ暦・太陽暦の1230年1月15日)に「天晴、雪解、寒天窮屈不出行、念誦蟄居、臨昏解除、入夜修鬼氣(きけ)祭(陰陽師が執行する病悩平癒の為の祈禱・祭事。悪鬼に依る祟りや妖気を祓う祈禱)、南門」とあって、耐えられない寒さより終日外出を差し控えるといった事例も見受けられる。

それでも「餘寒過嚴寒」、「寒沍(かんど。寒さが厳しく、水も凍ること)過冬」、とする如く、寒の戻りもあった。取り分け、「明月記」の嘉祿2年3月23日条では「朝霜如嚴冬、今夜寒如冬、梨桃花落盡、疑冬(款冬花、かんどうか。フキノトウのこと)盛開之比(ころ)、如雪之霜未見事歟、但是非(必ずや)凶事云々」と記述し、グレゴリオ暦(太陽暦)で4月21日に強い寒気の南下があったものと考えられ、雪の様な遅霜があったとする。半盆地地形であった平安京付近では、放射冷却現象に依って、既に開花していた梨や桃の花の落下があったとしていることよりは、漸く芽吹き始めた作物に対する農業被害の発生も想定されるのである。霜は地表面からの高さ1.5メートル

ル地点の最低気温が4℃以下に迄低下すると発生し易くなる。京都市付近に於いて、寒気流入、晴天、低風力という3条件が揃った為の寒の戻りであった。この事例よりは、都付近での終霜日(しゅうそうび)が4月下旬であったことが知られる。

そして、ここで定家は、この事象がきつと「凶事」に繋がるという考え方を、伝聞記事として記載していたことが特筆される。寒の戻り、即ち、通常の季節運行とは相容れない気象現象の出来が、これから起こる何らかの人事、又、農業生産等に良からぬ影響を与えるのではないかとした認識の存在である。その根拠としたことが、寒いこと自体に在ったのか、降霜なのか、或いは、梨桃の花々が全て落下してしまったことに在ったのか、季節的違和感に在ったのか、これらの事象の複合的な理由であったのかは判然とはしない。ただ、これは定家に依って表明された、凶兆に繋がる対気象認識が表出した珍しい事例である。

「大雪」、「雪甚」とする記述も各所に見られる。それが大雪か否かの基準積雪量とは、当所に於いては「山槐記」治承2年(1178)正月22日条に「今夜宿雪(しゅくせつ。残雪)及五寸、近年未見如此大雪」と記されていた如く5寸(≒15センチメートル)であったことが知られる。同記同22日条の冒頭部分では「自己剋許(10:00前後)雪降、即及三四寸」としていて、この段階では未だ大雪であるという認識を示してはいないからである。暑熱の時期に在っても、冬季にはしっかりと積雪のあったことが窺われる。これ以上の積雪では、「永昌記」の嘉承元年(1106)12月3日条(グレゴリオ暦・太陽暦の12月29日)や、「台記 卷四」天養元年12月15日条(「今年始雪」とある。同1月9日)には6寸とある。「永昌記」翌日条ではこの積雪を「深雪」と表現をする。余程珍しかったものか、堀河天皇も紫宸殿より「雪御覧」を行ない、又、朝餉(あさがれい)壺、並びに、藤壺の前庭で雲客(殿上人)や滝口所の武士、記主の藤原(甘露寺)為隆、宮御方等も加わって、雪山を競作したとしている。尚、最深積雪は、「台記 卷五」天養2年・久安元年11月9日条(グレゴリオ暦・太陽暦の12月24日)に見える「今朝、積地八許寸」であり、これは前夜からの「雪大降」の結果であった。久安6年正月1日条にも「雨雪、深七八寸許

とある。更に、同記久安2年12月20日条(同1月23日)には「大雨雪、洛中殿上九寸」とある。この時も記主の藤原頼長は雪山を築き、翌21日の戌刻(20:00)には「東西一丈五尺、南北一丈二尺七寸、高一丈八尺二寸」(1丈=10尺=100寸≒3.03メートル)にも及ぶ「雪山之功」を終えている。それ程に当時としても6寸を越える積雪が珍しかったことになろう。

又、「白雪間飛」(「台記 卷八」久安4年10月27日条)とした表現法があるが、この場合の「白雪」は「紅雪」に対置した降雪概念であった可能性がある。一般的に古代社会に於いて雪が降ること自体は吉兆の徴とされていた。それは雪が靈妙色である白色であったからである。「紅」に拘わる気象語としては、「紅雨」、「紅雲」等があり、何れも肯定的な意味合いで使用されているが、「紅雪(こうせつ、べにゆき)」には、紅色の雪、桃花や、血の形容、薬用の化粧品としての意味用法がある。⁽²⁷⁾『日本国語大辞典』(第二版)の「紅雪【べにゆき】」の項では、①春先等に時々降る紅く色付いた雪、②大陸方面の黄砂が中に混じって色付いて見えるもの、の2つの意味用法を掲載している。双方共に、黄砂が交った雪である。更に、同辞典では「紅雪【こうせつ】」と発音する際の意味用法も収載するが、それらは、①寒帯地方や高山の恒雪帯で、赤色の下等な藻類が繁殖した為に、紅色又は朱色に見える雪。赤雪(あかゆき、せきせつ)、②ほとぼしり出る血潮の例え、③桃やその花を言う語、④薬品の名。風邪の熱、食べ過ぎ、内臓諸器官の機能低下による諸疾患等に効くという、の4つである。⁽²⁸⁾ 赤色の色彩認識は血をイメージさせることから、東アジア文化圏では概して凶兆であったが、降雪の場合にのみ、春を呼ぶ吉兆であると見做されたのである。

気温の方は、「風雪甚寒」、「雪飛風寒」、「雪飛甚寒」、「寒氣難堪」、「寒風冱烈」、「冱寒」、「飛雪粉々」(「台記 卷四」天養元年12月25日条)、「寒氣殊太(はなはだし)」、「大風時々飛雪」等と言った表現法が見られることから、氷点下の気温のまま日中も推移する日(真冬日)もあったことが推測されるものの、旧暦2月初旬では、殆んどが雨の記述となっていることから、「有寒風氣」(「山槐記」治承4年4月12日条)といった寒の戻りはあったものの、春の訪れは早かったのであろう。

「明月記」安貞元年（1227）正月2日条（グレゴリオ暦・太陽暦の1月20日）には、既に「天晴、頗有和暖（温暖）之氣」とあって、温暖な中での年明けの様子が記される。

寛喜3年2月26日条では「蒼天（そうてん。青空）遠晴、白日（はくじつ。照り輝く太陽）尤鮮」とある。建暦2年（1212）正月27日条では、「天晴、風烈、夕雨降、東風（こち、あゆ、とうふう、ひがしかぜ）頻扇（あおる）、雲層重疊（ちょうじょう。幾重にも重なること）、夜雨大風」の様子に大荒れの様子を描写し、翌28日条でも「白夜大雨、及西時（18:00前後）天晴」、同29日条「白夜又雨、辰（8:00前後）後休止、及巳（10:00前後）天晴、甚雨洪水之間、河難渡云々、及辰時漸微雨、（中略）河水大溢」として、正月に於ける荒天の状況を記録する。ここでは降水が雪ではなく、その全てが雨であり、しかも、それが「大雨」であるとしていることから、正月であるにも関わらず、河川水が溢れる程の相当の降水量（1回の降水量が50mm以上の降雨）のあったことが推測される。そして、この時に吹いた「大風」を「東風」であると表現していたことから、既に季節認識は春である。東風とは、春に東の方角から吹いて来る風、はるかぜを表現した語である。⁽²⁹⁾平安京で吹いた東風の発生原因とは、場合に依っては近畿・東海・関東地方に春の降雪を齎すこともある、南岸低気圧が発達しながら東進したものであろう。

冬の始まりの感知は、例えば建保元年（1213）10月9日条では「風寒、北山雲慘、若雪氣（雪が降る気配）歟、行嵯峨、片時見廻」とあることより、グレゴリオ暦（太陽暦）で11月22日には初雪が観測されることもあったことが窺われる。初氷は、寛喜2年10月15日条に「水初氷」とある。「台記別記 卷四」久安5年10月1日条（グレゴリオ暦・太陽暦の11月2日）に「寒嵐初吹、時雨間降」と記された状態とは、木枯らし一号〔定義：西高東低の冬型の気圧配置下、当該年で初めて吹く北方よりの季節風。現在は東京地方と近畿地方でのみ発表される。霜降（10月24日頃）～冬至（12月22日頃）迄の間に吹く、最大風速8m/s以上の風。気象庁大阪管区気象台の発表に依れば、2021年には10月23日、2022年は11月13日に木枯らし一号が観測された

とする〕であろうか。当年のみのデータだけから推測することも困難ではあるが、現在の感覚からすると、冬の訪れは若干早目であったのかもしれない。その分、秋の訪れも早かった（「早涼」）可能性もある。「明月記」に記されていた、「霜如雪」（安貞元年10月29日条）という情景描写に見られる都人の初冬の時期に対する感性とは、一方では或る程度の降雪を期待していた気持ちの裏返しであった可能性もあろう。

尚、「雪氣」とか「雨氣」、「雲氣」、「春氣」、「陰氣」、「涼氣」、「山氣（さんき）」等といった表現法が気象現象に対しても見られるが、「氣」とは大気、気配であり、万物を生育させる天地の精気であると説明される。この語には多彩な語義が含まれるが、天地間に発生する自然現象全般や、その起因者を指し示すこともある。当時の人々が、気象現象に対しては、何か漠然として実体の無い空気の変化、流動、呼吸を感じ取っていたことが窺える表現法ではある。

因みに、『理科年表 令和2年 第93冊』所収の「日最高気温・日最低気温の階級別年間日数の平年値（2）（1981年から2010年までの平均値）」に依れば、この期間の京都市に於ける真冬日は0.0であった。同「気温の最高および最低記録（2）（統計開始から2018年まで）」では、1880年以降に於いて、1891年1月16日に観測された-11.9度が最低気温である。以上のことより、冬期間をも含めて総体的に温暖化している現在と、平安海進期に於ける気温上昇とは質的に異なる現象であったことが窺えるのかもしれない。

9：仁平元年・久安7年（1151）正月26日付け近衛天皇の詔に見る対気象観

「台記 卷十」久安7年正月26日条では、同日付け〔仁平元年（1151）正月26日〕の近衛天皇の詔を掲載している。そこでは、この度の仁平への災異改元を行なうに当たっての理由付けが記される。先ず冒頭部では、「朕謬（あやまる。間違う）膺（うける）陰陽之然（こう、きゅう。幸い、良い）運、忝受天地之寶命（ほうめい。天命）、璇璣〔せんき。北斗七星に依り星宿の位置を測定したところから、渾天儀（こんてんぎ。天

文観測の装置を指す。転じて、古来、天子が天体運行に基づいて政（まつりごと）を執行したことから政治をも意味した] 不在、遙隔德耀（輝）（徳の出現）、（亦是）、（有）於勳華之、社稷（しゃしょく）。社稷を国家や朝廷を指し示す概念は古代中国由来の思想であった）未和、難馭（おさめる） 僥（もとめる、ねがう）俗於季葉（きよう）。乱世、末世之風、乾象〔けんしょう。天体の状況。ト（うらない）の結果としての天の様子〕爲之相誡、變異因其屬呈、就中、去年國逢暴風之難、人有洪水之困（苦しみ）、朕之不達（ふたつ。届かないこと）、咎及黎民（れいみん。庶民）、夕惕（てき。心配する、恐れる。朝乾夕惕は一日中勤勉で慎み深いこと）之思、寒心（かんしん。余りの恐怖にぞっとすること）無聊〕と記し、「就中」として昨年に出来していた暴風や洪水と言った気象災害に対する自身の見解、及び、為政者としての不退転の決意を述べるのである。

帝は自らの治世に於ける幸運を「膺陰陽之休運、忝受天地之寶命」と表現をし、そこには常套句であり、形式上であるとは言いながら、未だ中国風な徳治主義的思想の残滓（ざんし）も見て取ることができる。「知命（ちめい）」、即ち、天命を受けていることを知り、それを背景とした自らの治世を展開しているという認識ではあるものの、ただ、実際には「璇璣不在」、つまり、父鳥羽法皇に依る院政期に当たり、更に自身が病弱なこともあってか、近衛天皇の政治の出番が無かったことを暗に主張したかったとも受け取ることができる。「社稷未和」は天神地祇の不調和に依ってその様な自然災害が発生しているとした古来の思想に基づいた表現法であったのであろうが、それと共に、律令にも立脚していない院・院政—上皇に依る国政の領導、という天皇の背後に在った実質的な権力機構に対する天皇側政庁に依る違和感をも表現していた可能性がある。それ故、「遙隔德耀（輝）」とは、近衛天皇に依る本音であったものと見られるのである。「璇璣不在」→「遙隔德耀（輝）」→「社稷未和」という負のスパイラルに陥っているとした天に対する認識である。

時は正に季葉であるとした三時説に基づく対時空認識の下、この地上世界で発生している全ての事象は「乾象」に反映され、地上に住む我々に「誠」を与えるとするのである。数々出来している「變異」

も、その時々々に於ける天体の様子に依って変わるとしている。こうした認識は平城京時代と何ら変わることは無いし、その元凶が「朕之不達」に在るとした点も表現上、変化が無く継続していた様にも見える。「不達」（天子の力不足）の状態とは、「不徳」とほぼ同義の概念であるものと考えられるが、反対の見方を行なうならば、努力さえすればその状態は克服することが可能であったとした状況観察である。ただ、そうした失政の結果（「咎」）は為政者にではなく、いつも民衆に降り懸かるのである。

但し、この様な見解の基層に在ったもの、平城京時代にはそれは中国風な思想に基づいた形での純粋な「咎徴（きゅうちょう）」、即ち、天が（天子の）悪行に対し懲罰として与えるものと信じられた自然的異変現象、であった。しかしながら、この事例に於いてはどうであろうか。外見上（治天の君であった上皇の不達ではなく、天子の不達としている点に於いて）は同じではあるものの、それは「璇璣不在」の語で表わされた、上皇に依る院政の存在であるという認識であったものと類推されるのである。

次いで、「驚譴告（けんこく。罪のあることを告知して相手を戒めること）於改曆」と記し、可視化不可能で邪悪なるもの（暴風や洪水と言った気象災害を引き起こす勢力）も、災異改元を実行することに依って驚愕するであろうとしている。この考え方は、そうした邪悪なるものも、我々人間と同じ時間軸の流れの中で存在しているという思想に基づくものである。それ故、そうした時間進行を全く異なる次元のものへと変更することに依って、邪悪なるものの活動を退けることができると考えたものと推測される。この地上世界で、時間（年号、元号）を自由に操ることが出来る者は唯一、天子のみであったからである。続けて「先帝之芳躅（ほうたく。先人に依る偉業）」とか、「舊史氏之遺文承傳、放惠化（けいか。恩恵を授けて教化すること）於退邪」とするのは、天子のみが日本の旧き良きものの継承者であることを宣言し、それを以って邪悪なるものを手懐（なず）けて論し、そして、退けるとするのである。この考え方が、気象災害を引き起こす勢力に対しても適用されていたことには注目をすべきである。それは気象災害の本質が、本来「邪」であるとした思想

であったからである。

ここでは実際に行なわれた措置として、天子が「率土(そつと。天子に依る治天下)」を「視聽(しちょう。人民の様子を注視し、その声を注意深く聴くこと)」する者であるという立場から、「大赦天下」することや、老人(70歳以上・80歳以上・90歳以上)・僧尼・百歳以上の者に対する「賜穀」といった「渥澤(あくたく。豊かな恩恵)」は従前通りであるが、文末に記されていた「將禳(はらう。災いをはらう)妖祥(ようしょう。吉凶)於一天下(いつてんが。世の中全体)、布告遐邇(かじ。遠方も近所も)」とした表現法からは、良くも悪くも、何とかこの状態をリセットしたいとする近衛天皇に依る意思が強く表出していたものと考えられる。

10：地震発生と風雨の災・難

ところで、「台記 卷十」仁平3年(1153)9月21日条(グレゴリオ暦・太陽暦の10月10日)でも、同日付で発給されていた近衛天皇の詔を掲載する。同日条記事に依れば、齋王(齋宮。伊勢神宮に奉仕した未婚の女子皇族。この時は堀河天皇の皇女であった喜子内親王)の伊勢国発向に関するトラブルの様子が記される。この日の巳の刻(10:00前後)に、蔵人頭で右大弁の藤原朝隆が藤原頼長の許へやって来て、「夜前大風、非常災也、仍今日被行御占」と報告をしたのである。これは、前日条にある「傳聞、東西河原頓宮(とんぐう。天皇や齋宮の仮宮)、大風吹壊、又吹壊勢多(勢田。せた。滋賀県大津市)頓宮、仍群行〔ぐんこう。齋宮が野宮(ののみや)に於いて潔齋を行なった後、天皇の送別を受けてから行装を整え、伊勢国へ下向すること。近江国府・甲賀・垂水・鈴鹿・壹志の各頓宮を経由して伊勢国多気郡の齋宮に至る5泊6日の行程。この時は9月の神嘗祭(かんなめさい。天照大御神や穀霊を慰撫する収穫祭)に際したもの〕延引、(中略)傳聞、齋王未出野宮間、未參入八省云云、後聞、新造内裏南殿、半作、顛倒、依大風也」という、群行延期の経緯を受けての措置であった。

これは時期的に、又、強風に依る被災地が洛中や近江国南部にも跨(またが)っていたことから見て、発達しながら東進して行った低気圧や台風

の通過に伴う強風であった可能性もあるが、この時は伊勢神宮に在って1年中で最重要な祭儀である神嘗祭の執行に関わる凶事であったことから、神慮を伺う必要があるものと判断されたのである。それに加えて、この時、天皇の父親である鳥羽上皇の容体が芳しくはなかったらしく(同21~23日条。「疾近日殊増」、「御惱」とある)、そうしたこともト占実行の背景にはあったことが窺われる。

こうした群行延引の経緯やト占の結果を記した宣命(せんみょう。宣命書きの詔勅)の草案作成に関して、陰陽師の安倍泰親は頼長に密かに語るなのであった。そこには、「齋王不合神慮、故有風雨災之由所見也」(21日条)とする趣旨の文が記されてあったとするのである。「齋王不合神慮」が如何なる状態を示唆していたのかは判然としないものの、その結果として群行(伊勢神宮への接近)を阻止するために伊勢神宮の最高神である天照大御神が、新造された内裏や頓宮の建物に対して大風を吹かせ、破壊したというものである。この内容が由々しきものであったことから、泰親は自身の諱(いみな。実名)すら案文に記すことはできなかったという。穿(うが)ったものの見方をするならば、伊勢神宮(内宮・外宮共に)の神々も、齋宮も同じ女性であったことから、同性同士の競争心や嫉妬心、相性の悪さといったポイントがあるものと考えられたのであろうか。少なく共、今回の齋王派遣に対しては、伊勢の神々が怒っているとした判定結果なのであった。

これを受けて発生した(と人々に依って認識された)事象が、21日に発生した「今朝大地震」であった。この大地震に関しては、『理科年表 令和2年 第93冊』所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」にも記載が無い。又、日記の記事には被災状況等も記されていないことより、実際の地震ではなかった可能性も考慮されるのである。古代に見られる、言わば想像地震である。単に揺れた様に感じただけであった可能性もある(集団ヒステリー mass hysteriaに依る揺れ感覚の共有)。或いは、山体崩壊、地滑り(20日条には「自昨日甚雨」とある)、火山噴火等に伴う強い空振(体感空振)等、他の原因に依る震動発生も考慮される。又、地震に起因した揺れであっても、深発地震の発生に依る異常震域に当たっていた場合も想定される。

それに続く21日条の日記記事では、「天慶元年(938)群行日地震、見吏部王記、今日亦地震、道(手法、道理)不失先跡(せんせき。先例、先行した事跡)歟」とし、天慶元年時の群行に際しても、当日に地震が発生していたとしており、⁽³⁰⁾ 今回も先例通りであると評価をしているのである。この時のものと見られる地震〔天慶元年4月15日の戌刻(20:00前後)に発生〕は「日本付近のおもな被害地震年代表」にも記載があり、それは東経135.8度、北緯35.0度(京都府京都市山科区御陵大谷町付近)を震央としたマグニチュード≒7.0の規模の地震で、主たる被災地は平安京や紀伊国であったとする。被害は都に於いて内膳司が転倒し、死者4名を出して舎屋、築垣、堂塔、仏像の多くが倒れ、高野山では諸伽藍が破壊され、余震も多く、8月6日には強震を感知したとしている。⁽³¹⁾ 「貞信公記抄」の記載に依れば、4月15日の本震発生以降、翌天慶2年7月16日に至る間に於いて、実に72回以上にも上る地震発生を記すという異常さであった。この時の群行はその同年9月15日条に記載があり、齋王であった徽子女王(醍醐天皇の子重明親王の娘)に依る八省入りの様子が記されるが、この日にもそれに先立って地震が発生していたのである。

承平から天慶への改元(「貞信公記抄」では「改承平八年五月廿二日戌辰、爲天慶元年」とする)は、地震発生や、承平・天慶の乱(平将門・藤原純友に依る反乱)という内乱発生を契機とした災異改元であった。久安から仁平への改元も、暴風や洪水と言った自然災害の発生を受けたものであり、やはり災異改元であったのである。

つまり、こうした群行を実行するのに当たって発生していた数々の地震も又、伊勢の神々に依る警告であるとした見做しなのである。抑々、地震発生そのものが「不吉」であり、「爲攘地震不祥(不吉)」に百僧に依る「臨時御讀經始」が執行される対象でもあったし(「貞信公記抄」に依る)、地震は産穢・月経といった血の穢れ、又、死穢・弔喪の死の穢れと同様に「觸穢(しょくえ。穢れに触れてしまうことで、その後一定期間は清浄な身に戻る迄は神事への参加や朝参は慎んだ)」に該当した。当時の人々にとっては、甚だ忌むべき事象であった。つまり、**気象現象(大風)と地盤**

等に関わる現象(地震)とに依って都にいる齋王を始めとする人々に対して、身を慎まなければならない程の何らかの警告を与えたということである。

今回は、伊勢の神々が**大風**だけでは不十分であると考え、大地震を引き起こしたとする見立てなのである。このト占の結果、及び、大地震発生を受けて発給されていたと見られるのが、同日条に掲載をされていた**近衛天皇の詔**であった。そこでは「天照坐須皇太神乃、御杖代(みつえしろ。齋宮)登定申_三、三年之間齋侍良矣渡、喜子内親王乎、依例_三奉賜布、九月神嘗乃大幣帛度共爾、奉出給牟度勢之間爾、自然(たまたま)遲怠乃事等出來之後乎、彌齋潔天、去廿日奉出給之處爾、風雨之難又以出來勢里、如此乃事等乎恠比思食天、神祇官陰陽寮爾令問給爾、官八、依不淨事_三、可有口舌(こうぜつ、くぜつ。言い争い)并不快事加度申之、寮八、理運(幸運であることに乗じて、勝手な行ないをすること)天實之上仁、神事不淨不信乃所致加度勘申勢利」と記し、近衛天皇の本心かどうかは判然としないものの、これに続けて「如此幾違例(前例が無いこと)之事、心乃外(こころのほか。思い通りにはならないこと、意外なこと)爾志天非所知須、不慮(意外だ)爾懈怠勢留古登安在良牟登恐懼(きょうく。恐れ入って身を縮めること)利所念行之奈牟」として、故意の懈怠ではないと天皇という立場で神々に対して異例の弁明を行なうのであった。

神祇官が奏上した「不淨事」「口舌」「不快事」、及び、陰陽寮が勘申した「神事不淨不信乃所致」が具体的に何を指し示していたのは不明であるが、ト占の結果とも考え合わせるならば、それは齋王であった喜子(きし)内親王自身に関わる何らかの不祥事、若しくは、不都合な事実であったものと推測される。更に、「不淨」の語には女性の生理現象に関わる語義もあることより、或いは、神事の執行者という観点から、そうした常ではない形での**血に関わる穢れ観の表出**があった可能性もあろう。何れにしても、伊勢の神々に依る神慮(拒否感)が「風雨之難」という形で出来した、というのが**近衛天皇に依る恐懼認識**であった。常套句ではあったものの、文末で記されていた「天皇朝廷」の常磐(永久不変)と「天下大平」の実現とが、取り分け、定例文言以上に現実味を帯びた内容ではあったものと類推されるのである。

この仁平3年には、この出来事に先立って正月15日に平忠盛（清盛の父）が死去しており、西国武士との紐帯強化、日宋貿易に関与した経済力を背景として、鳥羽法皇の下で内昇殿を許される迄に成長して来た平氏（棟梁を継承した清盛）に対する嘲弄（ちょうろう。相手を軽視してからかうこと）と畏怖観、この年の平安京ではそうして伸長して来た新興勢力としての武士の存在が、この群行問題に於ける神慮に影を落としていた可能性に就いても言及をしておく。

11：異損法と気象災害

「台記 第十一」仁平4年・久寿元年（1154）5月23日条では、異損（いそん）法の執行に関わる記述が見られる。異損法・不三得七法（ふさんとくしちのほう）とは、平安時代に自然災害（水害・旱害・蝗害・霜害等）の発生に依って、田地からの収穫量が予定より30パーセント以上減少することに対して採用されていた施策を言い、30パーセント以内の減収に止まった場合の例損（定損）に対応した表現法である。⁽³²⁾ 言わば、現在に於ける雑損控除（震災・風水害・冷害・雪害・落雷等の自然災害、火災・火薬類の爆発等、人為による異常な災害、害虫等の生物による異常な災害、盗難、横領等に依る被害で所有する資産に損害を受けた時に申告が認められる制度）の先駆的な人民救済措置であったが、朝廷にとっては必要最小限度の歳入を確保する手段でもあったものと見られる。当該期に於いて、こうした自然災害は毎年の如く日本のどこかの地域を襲っていたものと推測されることから、元々、田租を満額徴収することは想定されてはいなかった可能性すらある。

同日条では、今回の異損対象地域を美作・備前・備中・備後・紀伊・淡路・阿波・土佐国としており、「昨秋異損之愁」と記述していることよりは、仁平3年秋に於ける米、麦、豆等の作物の収穫にダメージを与えていた事象であるとする事ができる。被災地が瀬戸内海沿岸部から紀伊半島西部、四国南部と広域に渡っていることよりは、この異損は地震等の地盤に関わる自然災害ではなく、気象に関わる現象に依って被害を受けた結果であったものと考えられる。恐らくは、台風の進路に当たった地域に於いて、強風や大雨、洪水、土砂崩

れ等で田の冠水や流出、稲等の倒伏に依る減損が生じていたものと推測される。被災地の分布より推測し、この台風は四国、紀伊半島沖直ぐの地点を東海地方に向けて北東方向に進行したものと考えられるのである。

現在でもそうである様に、当時は猶更のこと、屋外で実施される農業に関しては防災技術面での稚拙さもあって、特に、気象条件に依る経営リスクが大きく付き纏っていたものと見られる。王権もそうした状況に対して全く何の措置も講じなかった訳ではない。この事例に於いても、当該8か国の国司よりの「昨年異損」の報告を受けて、左大臣藤原頼長が「諸國異損者、當年十月卅日以前、進坪付帳（損田目録帳）、十一月七日、大臣奏聞、有裁許者例也、十分國內之田數、以不足七分爲異損、隨損戸之多少、有免許之定數」と説明を行ない、前例を紹介するのであるが、「諸卿不知異損法、任意定申」と同日条に記されていたことより、気象災害自体はこの時期、毎年の様に発生していたものと類推されるものの、異損法の実施は毎年のように行われていた施策であった訳では無いことが推測されるのである。気象災害が多発していたらしいにも関わらず、近来、諸国が異損を申告していない状況について、右大臣藤原雅定は、究済（きゅうさい。年貢や公事等を完済すること）することも無く、官厨〔太政官厨家（だいじょうかんちゅうけ）の方へ納めているのではないかと指摘を行なうのである。

太政官厨家とは、元々は太政官の厨房であったが、平安時代に入ると太政官に貢納される諸国の公田（乗田）に対する地子（じし。賃貸借料）を管理する組織となり、別当・預（あずかり）・案主（あんず）以下の職員も配属された。これは、太政官内に於ける歳入を司る枢要な機関となったが、諸国より納入された公田地子は、官人への給与や禄物、公事（朝廷に於ける公務、儀式）に際した饗膳（きょうぜん。酒食）の料に当てられたのである。平安時代中期以降には太政官厨家領とも言える所領が形成され、後期に至ると官務〔太政官の左右弁官局を事実上、統合したもの。左大史であった小槻（おづき）氏が右大史をも兼帯して官務を称した〕小槻氏に依る相伝知行となっていた。官司請負制と呼ばれる特定官職の世襲制に先鞭を付けたのが同氏であった。⁽³³⁾

異損法の適用が少なかった理由は、朝廷の財政難や院政の進展もあったことが想定されるものの、それ以上に頼長が「今不進坪付帳、恣請免許、至美作國者、申被免一年濟物（貢納すべき地方の特産物）、理（道理、言い訳、説明）不可然歟」と主張した様に、国司に依る不正行為の横行が1つの理由としてあったらしい。⁽³⁴⁾そこへ、各地に**便補地**を設定したいとする小槻氏の思惑とが一致していた可能性すら考慮されるのである。当時、気象災害が、国の政治・経済機構へも大きな影響を与えていたのである。仗議（じょうぎ。陣の座に於いて行なわれた公卿に依る政務の評議）、所謂、**損田定**では頼長が「**似嘲朝威**」と発言をし、後々への見せしめとして、暫くの間、異損申請をして来た国司を解却（げきやく。官位を免ずること）して懲罰するべきであるとしたが、**陣の定**（仗議）に於ける議論の大勢は国司方を支持するものであり、**恩許・恩恤**（おんじゅつ。恩情を以って救済すること）、若しくは、条件付きの免租か、**勅断**に任せる、果ては「**厨家納官**（のうかん。租税等を国家へ納入すること）」を以って**所濟**（しよせい。租税を納入すること）というものであった。既に、地方の被災に関わる国司よりの申告に関しては、信用してそのまま受け入れるという流れが出来上がっていたものと考えられるのである。

12：気象の異変と動植物

「明月記」寛喜元年（1229）6月19日条（グレゴリオ暦・太陽暦の7月11日）には、「今年草樹花實皆遅、**黃梅猶纔**（ひたた。僅かに、やっと）**残**、**昨今初聞蟬聲**、**但萩・女郎**（女郎花。おみなえし）**之中有纔開花**、**是只自然事歟**」と記されており、この年は植物の生育が遅れていたとしている。その原因として想定される事象は、春から夏にかけての時期に於ける**低温傾向—花冷え**（桜の開花期に於ける一時的な冷え込みの状態）・**菜種梅雨・梅雨寒**（つゆざむ）・**冷夏**、である。この当時としては珍しく、非常に過ごし易い夏であったということになる。花冷えの原因として考慮される気象上の様子とは、**①**高緯度地域より寒気を伴って高気圧が日本付近に迄、南下して来て低温状態となり、太平洋沿岸地域には降雪を齎すこともある。**②**発達した低気圧の東進に依り日

本付近の上空に**北東方向から強い寒気**が流入する場合。**③**日本付近が**移動性高気圧**に広く覆われて好天が続き、**放射冷却現象**で夜間の冷え込みが強まる場合。**④**本州の太平洋沖を**南岸低気圧**が東進した場合、等である。一般的に、**花冷え**が発生すると桜の開花期間がより長くなる傾向のあることが知られている。

菜種梅雨は3月中旬～4月上旬にかけての時期、菜の花が咲く頃に出現する寒々とした長雨状態を言い、**春雨**、**春霖**（霖とは連続して3日以上継続する降雨を指す）、**催花雨**、**菜花雨**等の別称もある。**梅雨**の前駆的気圧配置—**北高型**の気圧配置で本州の南岸沖に前線が停滞することに依る長雨、となり、**低温傾向**で曇りがちな日が続くこともある。**菜種梅雨**は年に依り出現しないこともある。これが秋季に出現した場合には**秋霖・秋の長雨**となり、南岸沖の前線を**秋雨前線**と称する。

梅雨寒は梅雨時に出現する低温状態を言い、一時的な現象であることもあるが、夏季と接続をして冷夏となることもある。**北太平洋高気圧**や**中緯度高気圧帯**の中に日本が入った際に起き、日照不足、多雨となることもある。更に、**梅雨寒梅雨**の時には**オホーツク海高気圧**から**北東の冷湿気流**（**やませ**）が北海道・東北地方・関東地方を中心として吹き、その状態が長期に及ぶと、太平洋側の地域ではこの寒さ（**冷害**）に依って**凶作**（**やませを凶作風**と呼ぶこともある）となることもある。

一方、**冷夏**とは6～8月3か月間の平均気温が平年値に達しない涼しい夏を指す。その範囲を越えた暑い夏が**暑夏**である。冷夏には**多雨寡照型**と**晴冷型**とがあり、**北冷西暑・北暖西冷**と言った地域差が現われる場合もある。日本に於ける冷夏には気圧配置上、2つのタイプがあるとされる。**①**「**第一種型冷夏**」（1993年8月・2003年7月等）—**オホーツク海のブロッキング高気圧**が優勢であって、主として東北地方の太平洋沿岸に冷涼な**北東風**（**やませ**）が吹く**南北流型**であり、太平洋高気圧が南に偏向して全国で低温型となることが多い。**②**「**第二種型冷夏**」（1998年等）—**オホーツク海に低気圧が発達して北日本にのみ気温の低い北西風**が吹く**東西流型**であり、日照不足となる。**太平洋高気圧**が優勢で**北冷西暑型**の気温分布となることが多い。⁽³⁵⁾

この「明月記」の記事では、夏になっても早春

の花である黄梅（中国原産でモクセイ科の落葉低木）が僅かながらも残花を持ち、秋の花である萩（秋の七草の1つ。マメ科ハギ属の落葉低木・多年草の総称。女性のめまい・のぼせ等に薬効があるとされる）や女郎花（秋の七草の1つ。オミナエシ科の多年草。根は敗醬の漢方薬となり、吐血・鼻血・利尿・排膿等の薬効がある）が僅かながらも花を付けるといふという春と秋の要素を持った夏であった。ただ、「自然事」とする定家に依る対自然認識はその通りであろうが、そこには人事を超えた処で行なわれている自然の動向に対する畏怖観や尊崇の念が多分に含まれていたものと推測されるのである。

建暦2年（1212）2月27日条（グレゴリオ暦・太陽暦の3月31日）でも、「自夜大風、今朝大雨、夕雷電、（中略）今日疑冬（款冬花、かんどうか。フキノトウのこと）已開、未見二月此花開」と記し、旧暦の2月27日には既に疑冬が開花していたとする。平安京に於いては、フキノトウの2月中に於ける開花（花茎が伸びた状態）が希有のことであるとしていることから、厳冬期があるものの、その時間も短く、当時に於ける冬期間の短さが推測されるのである。

こうした気象の異変は人の体調にも影響を与えていたことが類推される。所謂、「気象病」である。「明月記」でも、直近の同6月15日条では「心神彌疲、又平臥」とし、こうした日毎、又、日中・夜間に於ける寒暖差からか、定家が体調に異常を来たしている記述が見受けられる。安井豊氏の分析に依れば、成人病死は全般的に冬季に多いが、三寒四温で温度変化の顕著な3月と10月、梅雨時に当たる6月、そして、暑熱期の8月にも多く、爽快な気候の4月・9月と気温の安定している7月には少ないとしている。呼吸病死も冬季に多いが、時として朝寒を感ずる4月に高齢者の肺炎死亡者が多く、僅かではあるが気圧上昇経過中よりも気圧下降経過中に多く死亡しているとする。これは悪天候の日には好天気の日よりもやや多く死亡していることを示すものと指摘を行なう。

気圧の経日変化別死亡率では、卒中死・結核病死共に気圧下降中と最低極の日に死亡率が高いことが顕著であり、老衰死は気圧最高・最低極の双方に極大が認められるとする。気圧の前日比別死亡率では、卒中死・結核病死では気圧が前日より

大きく下降した日に死亡率が高いことが顕著であり、成人病死では逆に気圧が前日より大きく上昇している日の死亡率が高い。各死因別に見れば、気温の経日変化別死亡率では各々気温上昇中に死亡率が高いが、癌だけは最低極に死亡率が高く、更に、各病気共に気温最低極の日にもやや死亡率が高い傾向があるとしている。気温の前日比別死亡率では、ぜんそくを除く他は気温が前日から大きく上昇した日に死亡率が高いと指摘をする。⁽³⁶⁾この様に、気温や気圧の変化が人の疾病に対しても作用をしていることが想定されるのである。

この寛喜という年号は後堀河天皇治世の元号であり、前代安貞（3年3月5日改元）からの災異改元であった。その理由は天変、飢饉の発生であるが、改元した筈の新年号寛喜年間には鎌倉時代最悪と評価される程に大規模であったとされる飢饉（寛喜の飢饉。寛喜2～3年）が全国規模で起きたのである。その原因となった気象現象は夏季に於ける極端な低温や降雪、早、台風、そして、異常暖冬であり、麦を中心として凶作となり、餓死者が続出したのである。

この「明月記」寛喜元年6月19日条に記されていた動植物の異変は、翌年より極大化する気象の異変と飢饉発生 of 序章であったものと見られる。それが「自然事」であった以上、それを甘んじて受けなければならないという姿勢が定家等、都人の基本的な立場であったのであろう。寛喜4年4月2日、再度、飢饉の凶事を年号・元号という「時間の支配」で断ち切る目的で以って、攘災招福を願い次の貞永への災異改元が実行されたのであった。

寛喜2年6月16日条（グレゴリオ暦・太陽暦の7月27日）に記されていた、「猶有涼風、朝間涼氣如秋、今年槐（えんじゅ）花皆落盡、早速可奇」という冷涼な空気と暑熱の空気との混在が、槐の様な耐寒性のある樹木にさえも大きな悪影響を与えたこと、それが寛喜の飢饉の本質であったものと推測されるのである。

13：気象現象と心神

心神という概念は、実際には常に遷移している気分と体調とを合わせた存在として把握されていたものと考えられ、自分自身の心や体ではあるも

の、それらを司るのは自分の体に宿っている神(守護神)であるとした思想が濃厚に反映されていたものと推測されるのである。従って、自分で自分の心神を制御することはほぼ不可能であり、その「惱」状態が続くと実際に発症するに至っていたものとする。「心神聊宜、腹中猶苦」〔寛喜2年(1230)5月7日条〕という定家の状態も、気分と体調との間に乖離が生じた為に発生していた実際の腹部の症状であったとする見立てであろう。

定家は「明月記」の承元元年(1207)7月5日条にも、「天陰(かげる)、小雨間灑(そそぐ)、大風猛烈、折木發屋、夜大雨、昨今心神惱、臥蓬廬〔ほうろ。蓬(よもぎ)で屋根を葺いた小家。自邸を卑下して表現したものか〕」とした記述を行っており、曇り→小雨→大風→大雨といった気象状況をして、「心神惱」としているのである。この台風通過と考えられる気象現象にも見られる遣る瀬無さ、彼の心神は、常に天候の支配下に在ったことが知られる。因みにこの月には19日にも台風通過と見られる天候の悪化(「大風雨」)が記録されており、温暖な気候、日本近海に於ける海水温度の上昇、北半球に於ける中緯度帯での継続的な偏西風蛇行の長期化と、それに伴う形でのブロッキング高気圧の発生等の影響に依って次々と台風が発生し、日本に襲来していたことも考えられる。「年來之間所不見聞也、荒屋皆破損、更非筆端(ひったん。筆で書き表したもの)所及」といった表現法からは、そうした台風も巨大化、強勢化していたことも類推されるのである。

更に、建暦元年(1211)8月7日条に於いても「天陰晴、未(ひつじ)時(14:00前後)大雨雷鳴、此間心神殊違例(前例が無いこと、病氣)」と記しており、やはり大雨が降り、雷鳴のしている間には心神が取り分け乱れていたことを述べている。これらの出来事は何れも7月~8月に発生していたことより、温度、湿度、気圧の変化が心神の動向と大きく関係していたことが類推されるのである。そうした気象状況に加えて、建暦2年7月13日条では「暑氣難堪、無現心神迷惑風情不足言」、嘉禄2年(1226)6月19日条で「暑氣如火飛、心神忽違例、不能起揚」、「未時(14:00前後)許心神忽惱、暑熱之故歟、又有痢病(激しい腹痛と下痢症状を呈する疾患。

赤痢)氣」〔安貞元年(1227)7月24日条〕とあって、暑熱の状態も又、心神や身体の安定には障害であるとした認識を示していた。

定家に依る、降雨、気圧変化や暑熱状況と、心神との因果関係を示唆した記事は、以上の他にも、建保元年(1213)5月2日条〔「自夜大雨、巳(10:00前後)後休、天猶陰、雲赴西、心神猶不尋常」〕、嘉禄2年7月2日条〔「朝天陰、巳時許急雨間降、自晦日咳病俄惱亂、去夜雨中暑熱、心神殊辛苦、無爲術、及曉鐘辛苦不眠」〕、同8日条〔「天晴、暑熱如焦、欲寫經、心神迷而不成字、而偃臥(えんが。うつ伏せで寝ること)」〕、同14日条〔「炎暑如焦、雜熱未平愈、心神如亡、猶平臥」〕、同17日条〔「暑熱逐日如増、心神如亡」〕、同24日条〔「朝天晴、暑熱難堪、逐日如重病、更不似年來(としごろ。年恰好)、老屈之故歟、不可堪忍」〕、同26日条〔「天晴、暑氣難堪、如重病」〕、寛喜2年5月5日条〔「朝天陰、(中略)終夜甚雨、(中略)雨夜心神殊惱、昨今不食殊甚」〕、同6日条〔「自夜甚雨、未時漸休、心神猶違例、不食無力、云雨云病、無歩行心」〕、等に於いても見ることができる。

取り分け、嘉禄2年7月に於ける暑熱の状態が著しかったらしい。同9月26日条にあっても「早飈(魃)已久、諸井無水云々」とあり、都では地下水位の低下が回復しないまま、グレゴリオ暦・太陽暦の10月18日に至っていたのである。それは彼を重病人であるかの如き錯覚をさせる程、凄まじい状況であった。

自律神経のみならず、実際の病変に対しても気象現象が関与することもあった。建暦2年2月27日条でも、定家は気象と自身の病気との関連性を示唆する記述を行なっている。そこでは「自夜大風、今朝大雨、夕雷電、依辛苦無術不遂念誦、魚食了、是魔姓(魔性。悪魔の様に人を惑わす性質を持っていること)之令(冷か)然(周囲の事態に動じること無く冷静さを保つ様子)也、可悲、終夜病惱、健御前今日被訪來、悲歎之後始宿此宅、今日疑冬(款冬花、かんどうか。フキノトウのこと)已開、未見二月此花開」と記し、前日条からの「腹中大苦痛難堪、若是石痲(せきりん。腎臓や膀胱の結石)病氣歟(尿路結石症か)、終日病惱、後聞、夜前人魂見此家邊之由隣方沙汰云々」とした記事とも合わせ、結石症が突然発症し、疝痛発

作（せんつうほっさ。突然生じる腹部の周期的激痛）の苦悩に依り、寝ることすらできない状態であったものと見られる。その際、大風や大雨、雷電と言った気象現象が彼の症状に拍車をかけているかの如き感覚を持ったことが特筆される。

結石症の発症と気象現象自体との間には直接的な因果関係があるとされており、**地球温暖化は結石の有病率に關与する**とした指摘も存在する。四季の存在している地域に於いては夏季に約2倍の結石発作が起こるとされるが、排石自体は冬季に多い。又、晴天で気圧が高いと結石発作は少なく、気温が20℃以上あると結石発作は多くなり、急な気圧低下があった時にも結石発作が多くなるとされる⁽³⁷⁾。定家の場合にも26日の晴天から27日の荒天（大風、大雨、発雷）に向けた気圧の低下に依って、結石発作を起こしていた可能性が想定されるのである。「**魔姓（性）之令（冷）然**」とは、自身のタフさを自賛した表現でもあろうが、その一方では、未だ2月の風雨が冷たい様子に掛けていたのであろう。ただ、この日（27日）、フキノトウの2月中に於ける開花（花茎が伸びた状態）が希有のことであるとしていることから、当時に於ける**冬期間（厳冬期間）の短さ**が推定されるのである。そうした春季に於ける気温上昇も、定家の結石発作を後押ししていたものと考えられる。26日条に記された定家邸付近での**人魂**の出来は、死者の人魂が、結石の激痛に依り弱っていた病人である定家の人魂を迎えに来ていたという認識であろうが、それは彼の「**魔姓（性）之令（冷）然**」に依って退けられたのである。定家の強靱な精神力の一端が垣間見える事象でもあった。

建保元年6月25日条では「**天晴、風吹、咳病増**（増加する、激しくなる）**氣（勢力）、心神殊惱**」とある。咳病（がいびょう）とは何であろうか。源順（みなもとのしたごう）撰に依る日本最初の分類体百科辞典、「二十卷本 倭名類聚鈔 卷第三」（930年代に成立）—「形體部第八病類第四十」所載に拘わる「**欬嗽**」の項では⁽³⁸⁾、**隋の太医博士巢元方**が煬帝の命を受けて大業6年（610）に完成させたとされる中国古代医学の病理専門書、「**諸病源候論**」⁽³⁹⁾よりの引用であるとしながらも、「**病源論云欬嗽 亥走二音欬字亦作咳之波不岐 肺寒則成也**」と記述し、これが「**之波不岐**」⇒「**しわぶき**」と発音した呼吸器系

の疾患であると説明を行なう。又、京都相国寺の住持**桃源瑞仙**に依る「**史記抄 一四・扁鵲倉公列伝**」〔**文明9年（1477）**〕に依れば、「**咳は二あり。咳嗽のしはふきと咳逆のしゃくりとなり**」⁽⁴⁰⁾として、咳には咳嗽によって出るものと、咳逆（咳による**のぼせか**）に依って咳き込む（「**嘸（しゃくり）**」、つまり、「**しゃっくり**」）ものがあると解説をしている。⁽⁴¹⁾何れにしても、**インフルエンザ**であると疑われる呼吸器系の疾患は、日本では少なく共、平安時代には既にその流行が存在し、それが認知されていたのである。⁽⁴²⁾

「**明月記**」では、「**風吹**」⇒「**咳病増氣**」とし、**風が吹いたことと咳病流行との因果関係を示唆**するかの如き記述を行なっていることより、それが**飛沫感染、空気感染**しているのではないかと言う認識を示していたものと推察される。つまり、**気象現象と咳病流行には関係性がある**と考えていた形跡が窺われるのである。この時、定家自身は**咳病**に感染しなかった様であるが、その流行状況（に対する恐怖心）をして、彼の**心神**を大いに悩ませたのであるならば、それも又、**自律神経の異常**に繋がっていたのであろう。実際、**建保元年10月26日条**では「**咳病太惱**」として、定家自身の咳病罹患が確認されることより、**グレゴリオ暦（太陽暦）で12月9日には、既に咳病流行期に入っていたことが類推される**。現在との比較に於いても、春の始まりが早かった分、冬の訪れも相対的に早かったことが想定されるのである。

おわりに：

以上、本稿では西暦1100年代をほぼカバーすることのできる日記録類に記されていた、気象現象に関わる記事を中心として検証しながら、当時の日本在住者に依る**対気象観や対処法、生活文化**を考察した。**平安海進期（ロットネスト海進期）**が漸く終わりを迎えようとしていた「**暑熱の時期**」であるとした視点、課題意識、所与の条件より、12世紀～13世紀日本に於ける気候変動や対気象観のテーマに対して、**人文学的観点—文化論的観点より追究**を行なったのである。

「**気候変動**」を1つの主題として、**12世紀～13世紀**を中心とした日本に於ける人々の**対気象観や人々の動向**を検証して来た。そこでは**極端な**

気象現象—夏季に於ける暑熱の著しさ、大雨、大風、発雷、大雪等、今の日本に於ける気象の動向と似た状態が出現していたものと見られる。自然環境に対する人の活動に起因した形での負荷が少なかった当時に於いて、それらの現象は純粹に気候変動に伴なって出現していた事象であったものと推測される。これに対して、今日指摘されている気候変動とは、二酸化炭素CO₂の大量排出等、多分に人の活動が自然環境に影響を与え続けて来た結果として語られることも多い。⁽⁴³⁾それ故、12世紀～13世紀当時の気候変動と、21世紀に於ける気候変動とを、同じ土俵上、同一の前提条件下で語ることもできないのである。

12世紀当時、王権を事実上、動かしていた後鳥羽上皇でさえも、実際には「為政者の孤独」に悩まされていたに違いない。「天」のみならず、地上付近で発生する気象事象でさえも、自らの意の儘にはならないもどかしさを、円勝寺九重塔焼失事件を通じて上皇は痛感していたのであろう。この事件は、王権の立場が凋落(ちょうらく)しつつあったことを、自然災害という可視的な形でも人々に再認識させたのであった。

又、「心神不快」と気象現象との関係性に就いても言及したが、そこでは温度、湿度、気圧の変化が心神の動向と大きく関係していたことが類推されるとした。取り分け、夏季に於ける暑熱の状況は、そうした人の心の中にあつた心神を著しく掻き乱していたのである。心だけではなく、夏季には発熱性の急性伝染病が蔓延し、多くの人々が死に至ることもあつた。それらの多くは蚊媒介感染症(伝染病)—日本脳炎・デング熱・黄熱・チクングニア熱・ウエストナイル熱・ジカウイルス感染症(以上、ウイルス疾患)、マラリア(原虫疾患)等、現在の日本では自然の状態で見られないものも含まれていたものと見られる。それだけ、当時の日本の夏が高温、多湿で、尚且つ、危険であつた証左でもあろう。「台記 卷十一」仁平4年・久寿元年(1154)4月29日条(グレゴリオ暦・太陽暦の6月11日)では「自去廿一日、兼長(右中将藤原兼長。この時17歳)病惱、温氣、昨今有増、近日此病死滿京師、或稱中宮病、或稱虚子病」と記されており、そうした伝染病が6月初旬の段階で既に流行期に入っていたことが知られるのである。比較的体力のある成人男子でさえ

も、そうした感染症の前には無力であつたのである。

そして、「明月記」安貞元年(1227)12月2日条(グレゴリオ暦・太陽暦の1228年1月10日)に記されていた「天晴陰、大風、此冬雖非別病、心神惚違例(通常と異なること、病氣)、身體不調、氣根(精力、気力、教化されて発動する能力)如亡、餘命之不幾歟」(定家は1241年8月20日に死去)とした心情からは、60歳代の半ばに差し掛かり、実際の身体の衰え以上に何かそこはかとした遣る瀬無さを見て取ることもできる。その背景には13世紀に入っても尚、打ち続く気象の異変があつた可能性も考慮されるのである。

註：

- (1) 小林健彦「12世紀日本の気候変動と人心」『新潟産業大学経済学部紀要』(新潟産業大学経済学部)第62号所収、39～62頁、2023年2月]
- (2) 本書の作成に際して参照した「明月記」は、史料纂集⑩『明月記 第一』(株式会社 続群書類従完成会)1990年10月、『明月記 第一～第三』(株式会社 国書刊行会)、財団法人冷泉家時雨亭文庫編『明月記 一～五』冷泉家時雨亭叢書 第56巻～第60巻(朝日新聞社)、である。
- (3) 『山槐記』増補 史料大成(株式会社 臨川書店)1975年11月、に依る。
- (4) 増補 史料大成本『台記 一』、『台記 二』、『台記別記 宇槐記抄』(株式会社 臨川書店)1975年11月、に依る。
- (5) 井上芳光・坂東沙耶・山崎彩佳・戸谷真理子・一之瀬智子・上田博之氏「夏季日常生活下における温熱環境の性差および年齢差」『日本生理人類学会誌』(一般社団法人 日本生理人類学会)Vol.22 No.3所収、135～143頁、2017年8月]、に依れば、「夏季における20・70・80歳代の日常生活下での温熱環境には性の影響はほとんど認められなかった。また、70・80歳代の高齢者が20歳代の若年成人よりも屋内でのエアコンディショナー使用時間が短く、また、使用時の屋内温度が高いことに起因して、より熱中症に罹患しやすい高温多湿の環境に滞在していることが明らかにされた」と指摘を行なう。つまり、温熱環境に性差は無いものの、夏季に於いては高齢者の方が、より高温状態の中に滞在し易い傾向があるということが明らかにされたのである。
- (6) 「延喜式 卷四十 主水司」では、「供御氷」以下、氷に関する規定が記される。それに依れば、氷の運用は4月1日から9月30日迄の期間と定められ、最大で半年間(天皇に供する場合)とされていた。その期間の中で所々への配当が行なわれていたが、氷の配当にもその身分に応じた差が付けられており、天皇の事例では「其四九日別一駄。以八顆爲駄。准一石二斗。五月八月二駄四顆。六七月三駄」の如く配当量も最大

であった。更に、月別での支給量の差異もあった。これは需要の動向に応じた措置であろう。

尚、国史大系本(第26巻)『延暦交替式 貞観交替式 延喜交替式 弘仁式 延喜式』(株式會社 吉川弘文館)2000年11月、に依る。

- (7) 続群書類従完成会、1984年12月、に依る。
- (8) この時は機関としての醍醐寺(京都府京都市伏見区醍醐伽藍町。真言宗醍醐派総本山。山号は深雪山)に対して同7月10日付で(左)弁官下文(官宣旨)が発給されており、朝廷は孔雀経を転読して甘雨を祈請する様、同寺に要請した。同寺では権少僧都定海等が直ちにこれを執行したらしく、「第三日未尅許(14:00前後)。清瀧峯(高雄山)聳黒雲。乾方(北西の方角)雷電震動。京中雨散」→「第四日雷電震動降雨。宮城之大路流洪水云々。件日自内裏被仰下慶賀云々」として、実際に京中に於いて相当な降水があったのである。無論、それは偶然ではあったが、崇徳天皇はその「靈驗」や「佛法之驗」を認めた内容を記した論旨を、同14日付で醍醐寺に対して発給をしている。翌日には定海が成功報酬としての「一恩賞」を暗に求めて朝廷へ書状を送っている。実際にそれが認められたのは翌天承元年(1131)2月28日になってからのことであり、定海に依る効験が認められ、醍醐寺に対して「阿闍梨(あじゃり。伝法灌頂を受けた僧侶に対して宣旨が発給した上で授与される称号)伍(五)口」設置許可の太政官牒(ちょう)が発給された。
- 因みに、天承改元もこの時の炎旱を理由とした災異改元であったが、改元されたのは大治6年(1131)1月29日のことであり、朝廷側の遅々とした緩慢な姿勢は醍醐寺側が行っていた一連の仕事のスピード感とは対照的でさえある。その理由は、行政府の機構的な理由よりも、寧ろ「天文の異変」>「気象現象」という思想がその根底にあったからではないのであろうか。地上に近い部分のことは神仏の力を借りて如何様にもなるという安心感である。このことは、天文の異変に対する興味、関心の示し方と、気象現象に対する記述内容との差異からも或る程度窺うことが可能である。
- (9) 高田吉治・青柳秀夫氏「日本海側における冬季雷の増加傾向について」『第32回風力エネルギー利用シンポジウム』[日本風力エネルギー協会、(財)日本科学技術振興財団]32巻所収、147~150頁、2010年11月]、に依れば、冬季雷の特徴として積乱雲が急速に発達すること、移動速度が30~50キロメートルと速いこと、広範囲の電荷が一気に落雷に至ること等を指摘し、近年、冬季雷は増加傾向にあるとしている。又、冬季雷多発の時期は、高緯度の北海道では10月であるが、季節の進行に伴ない、北から徐々に遅くなって出現し、秋田が10月、酒田が11月、新潟以西では12月という傾向があるとする。
- (10) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ IX 日本の古典に見る災害対処の文化論 ~「今昔物語集」の霊鬼~』(2023年2月初版発行、販売:データ版は株式会社ブックフロント ブックパレット、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん) — 「1:鬼一(1)」「三條ノ東ノ洞院ノ鬼殿ノ靈ノ語(コト) 第一」、参照。

- (11) 同時に於ける「怪異」認識の範囲は広く、例えば「明月記」の寛喜元年(1229)6月29日条では、「日吉社(京都府京都市左京区浄土寺真如町)頭有怪異等新行事、社之後木無風雨而顛倒、大宮拜殿犬笑、此等珍事云々」とあり、腐食に依る倒木や、犬が笑った様に見えたといった「珍事」をも含めて怪異であるとしているのである。つまり、魑魅魍魎の類に依る所為だけではなく、人の手が加わること無く発生する事象は大よそ「怪異」であると見做されていたことが類推される。
- (12) 大日本古記録『小右記 三』(株式會社 岩波書店)1964年1月、に依る。
- (13) 同氏「古代、中世における「人魂」の語義 —「流星」との関係性から」『国文研究』(熊本県立大学日本語日本文学会)第62号所収、17~33頁、2017年9月]、参照。
- (14) 『国史大辞典』(株式會社 吉川弘文館)の「火葬」、「持統天皇」の項、参照。又、日本や韓半島・朝鮮半島に於ける火葬法の様相に関しては、小林健彦『韓半島と越国(こしのくに) ~なぜ渡来人は命がけで日本へやって来たのか~』[2015年6月初版発行、販売:データ版は株式会社ブックフロント ブックパレット、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん] — 「4. 新羅国の文武王と倭国 ~文武王の海中王陵に見る対日観~」、参照。
- (15) 「明月記」の寛喜2年(1230)8月12日条には、「戌時許(20:00前後)又[同日条に「三井寺(園城寺)方丈烟立由聞之」とあるのに対応する]仁和寺方火光見、不久而滅、此際猶山東又有烟氣」とする記事がある。三井寺の方の烟は人魂ではなく、恐らくは園城寺に於ける衆徒同士(南院対北院・中院)に依る内部抗争の結果としての建物放火の烟であろうが、仁和寺の方角に見えたとする「火光」は、それが三井寺とは真逆な方向であったことより、合戦に依るものではなく、人魂としての見立てであったものと推測される。藤原定家の京極邸から見た感じは双方共に同じ火の光、烟であったが、三井寺の方の光は「魔界之妨」であり、それを世相としての「世上無常」に帰するのではなく、飽く迄も現実的な「惡徒逆罪」に過ぎないという認識を定家は示すのである。人魂とは、この様に儂い命の発光であったのである。
- (16) 兵庫は朝廷が支配した、武器の管理や出納を司った律令制下の官司であって、都には兵庫(後には兵部省の所管となる兵庫寮に発展)が置かれ、その他、大宰府、国衙、郡衙、城柵等にも設置された。
- (17) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ IV ~北陸、新潟県域の古代と中世~』[2015年10月初版発行、販売:データ版は株式会社ブックフロント ブックパレット、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん] — 「2-7:地震と「震動」、兵庫」、参照。
- (18) 内閣府「災害対応資料集」 — 「199901:1999年(平成11年)高潮災害:熊本県不知火町」、参照。
- (19) 高野洋雄氏「気象津波(meteo-tsunami)」『天気』(日本気象学会)61巻6号所収、58(494)~60(496)頁、2014年]、参照。

- (20) 赤松英雄氏「長崎港のセイシュ(あびき)」『気象研究所研究報告』(気象庁気象研究所)第33巻第2号所収、95~115頁、1982年6月)、参照。
- (21) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ V ~浪分けの論理、水災害としての津波~』[2016年3月初版発行、販売:データ版は株式会社ブックフロント ブックパレット、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん]—「4. 静岡県太平洋沿岸地域に於ける浪分けの論理」、参照。
- (22) 大日本古記録『貞信公記』(株式會社 岩波書店) 1956年3月、に依る。
- (23) 鴨川の水が越水した事例は、「明月記」寛喜2年(1230)5月21日条「朝雨止、天猶陰、午時(12:00前後)許大風雨灑、夜前鴨水溢、人難渡、今朝脱衣下人等云々」等に於いても見られる。
- (24) 戸口伸二氏「平安京右京の衰退と地形環境変化」『人文地理』(一般社団法人 人文地理学会)第48巻第6号所収、584~595頁、1996年12月)、に依れば、9世紀後半から右京衰退の兆しが出現したとし、右京の衰退と桂川の洪水の影響とは全く無関係ではなく、繰り返される洪水に依って徐々に居住者が少なくなっていく、右京は衰退の一途を辿るとした。そして度重なる洪水に依る堆積と侵食の結果、現在見られる様な段丘崖が形成されたと指摘を行なう。
- (25) 『貞信公記抄』同日条には、「參詣法性寺、新造四并安置南堂、鐘上樓上、『造佛』今日雷鳴 造并始日又雷鳴、師達云、初後有此事、感應云々、三僧念誦(ねんじゆ。心の中で仏に依る加護を祈り、口で仏の名号や経文、真言等を唱えること)始」とある。同記の同15日条では「『地震』大地振」とする記事があり、都で大きな揺れを感知する地震が発生していた『理科年表 令和2年 第93冊』(丸善出版株式会社、2019年11月)所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」、には当該地震発生に関する記載は無い。この28日に発生していた雷鳴は、この地震との関連性の中で認識され、評価をされていた可能性が大きい。それは、東アジア世界に共通していた地震と発雷を巡る対自然認識の名残りでもあったものと見られるのである。
- (26) 『理科年表 令和2年 第93冊』所収の「積雪の最深記録(統計開始から2018年春まで)」、に依ると、京都市で観測された最深積雪は、1886年以降に於いては1954年1月26日に観測をされた41センチメートルであった。「明月記」等の中で記録されていた大雪の上限は、この数値よりもかなり低かったものと推測される。
- (27) 『大漢和辞典』(修訂第二版、大修館書店)の「紅」の項、参照。
- (28) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ IV ~北陸、新潟地域の古代と中世~』—「2-11:紅雪と黄砂」、参照。
- (29) 大宰府へ左遷された中で菅原道真に依って詠まれた「詞書:なか(流)され侍りける時、家のむめ(梅)の花を見侍りて 道真 贈太政大臣(024) ちち(東風)ふ(吹)かは にほひ(匂い)おこ(遣)せよ梅の花 あるし(主)な(無)しとて 春をわす(忘)るな」とする和歌には、季節に関わる東方観の反映が見られる。つまり、ずっと京都に在住していた菅原道真は平安京(洛中)に於ける梅花の開花時期が、早くても1月下旬であったことを知っていた筈である。それに対し、平安京に比して気候が温暖な福岡県では、早いと1月初旬には開花することから、詞書にある「家のむめ(梅)の花を見侍りて」という状態とは、それが大宰府に在った彼の屋敷に植えられていた梅花が開花し、満開になった頃(2月初旬か)であることを示し、洛中の梅花は未だ満開の状態にはなかったことになる。この梅の花の開花時期を巡る約1か月の差には、大宰府に比べて、平安京の方が寒冷である(季節の廻りが遅れている)という対気象認識が含まれていたものと推察される。
- 尚、大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国際日本文化研究センター 和歌データベース「拾遺集 卷十六 雑春」(異同資料句番号:01006)[寛弘2年6月19日~寛弘4年1月28日頃(1005年7月27日~1007年2月18日)、に依る。
- (30) 史料纂集⑨『吏部王記(増補)』(株式会社 続群書類従完成会)2001年5月、には、該当する地震発生の記事は無い。
- (31) 『理科年表』に於ける被害摘要の説明は「貞信公記抄」の記事を元にしていたものと考えが、その天慶元年4月15日条では「戊刻地人(大力)震、其口(後力)終夜有聲振動、參入大内」とだけ簡潔に記し、暗い中で大きな揺れに動揺が走っていたことが窺われる。同記の記載からも、同8月6日に発生していた「亥刻(22:00前後)大地震、内釜屋[釜殿(かなえどの。湯や御膳を準備する為の釜を置いた建物。内膳司の釜屋か)]顛倒」とする地震は、4月15日に発生していた地震の余震中最大の地震ではなく、本震とは別の(発震機構を持った)地震であったことが推定される。
- 気象災害にしても地震災害にしても、その対応策として採用されていた手法は、「地震事祈申也」(同記同6月16日条)、「御息災(シャーンティカśāntika)」(神仏の力に依って不慮の災い、病気、自然災害、及び、煩惱を除去すること。同7月8日条)、「令祈禱、縁頻有恠異也」(同8月11日条)、「臨時仁王會(にんのうえ。鎮護国家の目的で百人の高僧が仁王般若經を読誦して災難を攘う法会)、地震爲攘三合(さんごう。陰陽道に於ける厄年。曆法上、同じ年に大歳・太陰・客氣三柱の神が一緒に会ってしまうこと。これは大凶であり、この年には自然災害や兵革等が多発すると考えられた。三合歳)災也」(天慶2年2月22日条)の如く、神仏へ祈り災厄を攘(はら)うことであった。
- (32) 『国史大辞典』の「異損」、「損田」、「不三得七法」の項、参照。
- (33) 井上幸治氏「官務小槻氏の確立 —太政官弁官局(官方)の中世化—」『立命館文學』(立命館大学人文学会)第624号所収、495(207)~509(221)頁、2012年1月)に依れば、小槻氏は12世紀後半期には独自に家人を抱え、彼らとの重層的な主従制的関係を形成し始めたと言及を行なう。それと共に、太政官厨家領(便補地)が設営されて行くとし、その独自の経済的基盤を持つことに依って、漸く、官方は受領経済に依拠しない形での経営を行なうことができ

る様になったとする。

但し、小槻政重の時期に始まった**便補地**の設営は、長寛2年(1164)にその子隆職が大夫史を継いだ時点では、陸奥国安達保と常陸国吉田社社務の2件だけであったとする。しかしその後、文治元年(1185)の隆職解任迄の間に、若狭国富保・美作国田原荘・備後国世羅荘・讃岐国柞原荘の4か所を加えているとしているのである。つまり、美作国・備後国・讃岐国等の国々は、今回、被災地としてその名が挙がっていた地域と重なるのである。小槻氏は、隆職の時期にこうした自然災害に依る被災地所在の田地を利用し、当該国の国司に異損を申告させ、免許された貢納物は太政官厨家の方へ納入させる手法で以って、実質的な**便補地を増やして行った可能性**もあろう。その意味に於いて、この「台記 第十一」仁平4年・久寿元年5月23日条記事は、**異損法の実施と官務形成の過程**を窺うことのできる史料であるとも言える。

- (34)『国史大辞典』—「不三得七法」に依れば、当初に於いて国司は損四分以下の戸に関しては租帳に記載するだけで良く、特段の報告義務も無かったことより、損五分以上の戸に就いてのみ太政官へ報告すれば済み、事後報告も認められていた為、これを千載一遇のチャンスと捉えて虚偽報告を行ない、私腹を肥やす国司も多かったとする。その後、制度の改変があったものの、国司層からの反発もあって、延暦2年(802)制で定められた損七分以上戸の国司裁量権(国の等級に依る戸数制限)が継承される様になり、この制度が「弘仁式」、「延喜式」へ引き継がれたと指摘を行なう。
- (35)『日本大百科全書 15』(小学館)1995年7月—「梅雨寒」の項、『日本大百科全書 24』(小学館)1994年1月—「冷夏」の項、参照。
- (36) 安井豊氏「死亡と気候・気象・潮汐などとの関係率」『天気』10巻8号所収、20(266)~27(273)頁、1963年、参照。
- (37) 日本泌尿器科学会・日本泌尿器内視鏡学会・日本尿路結石症学会編『尿路結石症診療ガイドライン 2013年版』(金原出版)2013年9月、に依る。
- (38) 国立国会図書館蔵本(請求記号 WA7-102)、那波道門に依る元和3年(1617)本に基づいた。
- (39) 刊本は、南京中医学院校積、牟田光一郎氏訳、緑書房、1989年12月、に依る。
- (40) 国立公文書館蔵本(請求記号 史201-0002)、に依る。尚、『日本国語大辞典』(第二版、小学館)の「しわぶき【咳】」の項、参照。
- (41)『大漢和辞典』—「咳」、「逆」の項、『古語大辞典』(小学館)1983年12月—「しゃくり【噓り】」の項、参照。
- (42) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ IV ~北陸、新潟地域の古代と中世~—「2-6:疫病、インフルエンザ、御霊信仰」、参照。
- (43) 国土交通省気象庁「二酸化炭素 最新の経年変化図」—「気象庁の観測点における二酸化炭素濃度及び年増加量の経年変化(1988~2022年)」—「二酸化炭素濃度(PPM)」に依るならば、綾里、南鳥島、与那国島、何れの観測点に於いても、植物活動に伴う季節変動を繰り返しながら、二酸化炭素濃度の上昇傾向

が顕著に見られ、当該期間に於いて約70PPMの上昇が確認されている。

参考文献表：

- ⑩当該表は著者名(辞典、事典、史料等の場合は発行所)の50音順に依り配列してある。尚、複数の巻がある辞典・事典・史料等の場合には、その発行年月を省略したものもある。
- 赤松英雄氏「長崎港のセイシュ(あびき)」(『気象研究所研究報告』第33巻第2号所収、1982年6月)
 - 財団法人冷泉家時雨亭文庫編『明月記 一~五』冷泉家時雨亭叢書 第56巻~第60巻、朝日新聞社
 - 荒木健太郎氏「南岸低気圧」(『天気』63巻8号所収、2016年8月)
 - 井上幸治氏「官務小槻氏の確立 一太政官弁官局(官方)の中世化一」(『立命館文學』第624号所収、2012年1月)
 - 井上芳光・坂東沙耶・山崎彩佳・戸谷真理子・一之瀬智子・上田博之氏「夏季日常生活下における温熱環境の性差および年齢差」(『日本生理人類学会誌』Vol.22 No.3所収、2017年8月)
 - 日本泌尿器科学会・日本泌尿器内視鏡学会・日本尿路結石症学会編『尿路結石症診療ガイドライン 2013年版』金原出版、2013年9月
 - 大日本古記録『小右記 三』株式會社 岩波書店、1964年1月
 - 大日本古記録『貞信公記』株式會社 岩波書店、1956年3月
 - 『角川 古語大辞典』株式会社 角川書店
 - 『明月記 第一~第三』株式会社 国書刊行会
 - 『古語大辞典』第一版第一刷、株式会社 小学館、1983年12月
 - 『日本国語大辞典』第二版、株式会社 小学館
 - 史料纂集⑧『明月記 第一』株式会社 続群書類従完成会、1990年10月
 - 史料纂集⑨『吏部王記(増補)』株式会社 続群書類従完成会、2001年5月
 - 国史大系本(第26巻)『延暦交替式 貞觀交替式 延喜交替式 弘仁式 延喜式』株式會社 吉川弘文館、2000年11月
 - 国史大系本(第53巻)『公卿補任 第一篇』株式會社 吉川弘文館、2000年12月
 - 『国史大辞典』株式会社 吉川弘文館
 - 増補 史料大成本『山槐記』株式会社 臨川書店、1975年11月
 - 増補 史料大成本『台記 一』株式会社 臨川書店、1975年11月
 - 増補 史料大成本『台記 二』株式会社 臨川書店、1975年11月
 - 増補 史料大成本『台記別記 宇槐記抄』株式会社 臨川書店、1975年11月
 - 朝鮮史学会編、末松保和氏校訂『三國史記(全)』国

書刊行会、1973年2月

- 国土交通省気象庁「京都府の気候変動(真夏日他)いま」
—「京都における熱帯夜の年間日数」
- 国土交通省気象庁「二酸化炭素 最新の経年変化図」
—「気象庁の観測点における二酸化炭素濃度及び年増加量の経年変化(1988~2022年)」—「二酸化炭素濃度 (PPM)」
- 国立公文書館所蔵本「史記抄」(請求記号 史201—0002)
- 清水咲希氏「古代、中世における「人魂」の語義 — 「流星」との関係性から」(『国文研究』第62号所収、2017年9月)
- 『日本大百科全書』小学館
- 『続群書類従 第二十五輯 下 釈家部』続群書類従完成会、1984年12月
- 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国際日本文化研究センター 和歌データベース「拾遺集」
- 『大漢和辞典』修訂第二版、大修館書店
- 高田吉治・青柳秀夫氏「日本海側における冬季雷の増加傾向について」(『第32回風力エネルギー利用シンポジウム』32巻所収、2010年11月)
- 高野洋雄氏「気象津波 (meteo-tsunami)」(『天気』61巻6号所収、2014年)
- 戸口伸二氏「平安京右京の衰退と地形環境変化」(『人文地理』第48巻第6号所収、1996年12月)
- 内閣府「災害対応資料集」—「199901:1999年(平成11年)高潮災害:熊本県不知火町」
- 国立国会図書館所蔵本「二十巻本 倭名類聚鈔」(請求記号 WA7—102)
- 『世界大百科事典』初版、平凡社
- 『理科年表 令和2年 第93冊』丸善出版株式会社、2019年11月
- 南京中医学院校積、牟田光一郎氏訳『諸病源候論』緑書房、1989年12月
- 安井豊氏「死亡と気候・気象・潮汐などとの関係率」(『天気』10巻8号所収、1963年)

注記:

本稿に於ける和暦と西暦との対照は、『日本文化総合年表』(岩波書店、1990年3月)、『日本史総覧コンパクト版I』(新人物往来社、1991年4月)の「天皇一覧」、太陰太陽暦とグレゴリオ暦・太陽暦間の換算は「KEI+SAN 生活や実務に役立つ計算サイト」の「和暦から西暦変換(年月日)」(CASIO)に基づいた。

又、本書中で使用した標高、距離等の表示は、「YAHOO JAPAN! 地図」の「距離計測」、「Google マップ」の「地図検索」、及び、「国土地理院 電子国土Web」の「標高表示値」、に依った。

尚、本稿中に於いては、必要に応じ、読者に依る円滑な理解を助ける目的に於いて、筆者が以前に発表した複数の論稿内の内容や文、画像等を、必要最小限度内で、その一部分を引用、編集、加工し、使用している部分が存在することを明示しておく。その場合には、「註」に於いて該当箇所を明示した。

